道路行政セミナ

多時

時

時

78

1992 JUL

親 みのもてる道路づくり 施策

「親しみのもてる道路づくり施策」を特集するにあたって

熱きドラマと歴史のロマン、 住みやすい街〟をめざして一北九州市 忠臣蔵のよみがえるみちづくり 北九州市建設局土木部長 田島

兵庫県土木部道路補修課

12

夢のマイロード・池間大橋 沖縄県土木建築部道路建設課 17

マイロード事業について 道路局地方道踝市町村道室 21

八丁道歴史的景観整備事業 高岡市道路建設課

日光 杉並 木リフレッシュマイロード モデル 事業 について 栃木県土木部道路維持課

「果における「きのくに一 里塚」整備事業について 和歌山県土木部道路建設課 35

30

和歌

Ш

「道の日」(八月一○日)について 道路局道路総務課

題懇談会の提言につい

ż

道路局企画課道路防災対策室

53

度のあり方につい

ての

中間答申につい

7

道路局道路総務課

冬期道路交通問 今後の有料道路制

□法令ニュース□

道路標識、

区画線及び道路

標示

に関する命令の

1 パ 1 口 ードカップサッ 力 Ī 道路局道路総務課 72

シリーズ 日本の道10選より

しゃんしゃん傘踊 りの 道 鳥 取 市若桜街道 本 通 中国地方建設局 74

本誌の掲載文は、執筆者が個人の責任において自由に書く建前をとっております。したがって意見にわたる部分は個人の見 解です。また肩書等は原稿執筆時および座談会等実施時のものです。

大坪 和 字

部を改正する命令について

道路法令研究会

色彩計画研究所代表取締役

巻頭言■道

1

















親しみのもてる道路づくり施策

親しみのもてる道路づくり施策」を 特集するにあたつて

実施している。 文化的環境、自然環境を生かした景観整備を 形成に対するニーズが高まってきている。こ も地域特性に配慮したうるおいのある快適な れらの情勢を受け、広い歩道の整備、道路緑 生活空間の創出、とりわけ優れた道路景観の かつ多様化してきており、 社会資本整備における国民の要請は高度化 電線類の地中化等を重点的に進めるとと 各種のモデル事業を実施し、歴史的 以下に道路景観施策の概要に 道路整備において

道路景観整備の動向

道路の緑化を進めてきたが、より質の高 良好な道路景観を形成するため

Ų3 6.4 各地の事例を体系的に整備している 造のために」(パンフレット)をとりまとめ、 路景観整備マニュアル(案)」、「道路景観の創 に取り組んできたところである。 ン化などを総合的に実施する各種の景観施策 電 後半より、 般道路における景観整備の基本的考え方や |線類の地中化、歩道舗装や標識類のデザイ 道路空間を実現するために、 また、道路景観の整備方法については、「道 道路緑化をはじめ、広幅員歩道 昭和五〇年代

道路景観整備のための各種事業

る代表的なモデル事業として、下記のもの のある道路空間を提供するために実施して 良好な道路景観を創出し、親しみとうるお

がある。

シンボルロード整備事業

線類の地中化等を行うものである。 方の顔となる道路を「シンボルロード」 土色豊かな並木の形成、 して整備すべく関係機関が一体となって、 昭和五九年度から実施しており、 狭い歩道の拡幅 都市や地

まちなみ景観総合整備事業

ニチャーの整備等を行い、これらに対して道 はオープンスペースの確保、 道が一体となった総合的な道路景観の整備を 者においては道路拡幅、 積極的に推進しようとするもので、道路管理 昭和六一年度からの事業であり、 高級舗装等を行う。沿道利用者において キャブシステム、 ストリートファ

化

路開発資金の低利融資等を行う。

3 リフレッシュマイロードモデル事業

ものである。
ものである。
はのである。

る

4 コミュニティ道路

昭和五六年度から実施しており人と車の共存を図りつつ、快適な歩行者空間を創出しようとするものである。具体的には歩道の幅員を変化さを広くとり、場所によって車道幅員を変化さを広くとり、場所によって車道幅員を変化さるとともに、高木の植樹や歩道のカラー舗装るとともに、高木の植樹や歩道のカラー舗装を広くとりである。

5 キャブシステム整備事業

整備されている。

整備されている。

整備されている。

整備されている。

整備されている。

整備されている。

整備されている。

を構めるものである。昭和五

でおれ、平成二年度末までに約一、○○○㎞

を進めるものである。昭和五

でおり昭和六○年度にかけて試験施工が

である。昭和五

6 みどりの一里塚モデル事業

所によっては休憩スペースを提供するため、現在の自分の位置を確認させるとともに、場ドライバーに、目的地までの道路案内や、

空間を整備する等、道路サービスの向上を図栽や地方色豊かなモニュメントを設置した小地域の特徴を表す県木等を主体とした高木植

三 道路景観整備の考え方と方策

1 道路景観整備の問題点

(1) 画一性

ないケース。される結果、各地域の個性が適切に反映されされるに伴い、ある成功例が全国各地で模倣されるに伴い、ある成功例が全国各地で模倣

(2) 奇抜性

環境とのミスマッチとなるケース。と調和しない場違いなデザインとなり、周辺他の地域との相違性を意識しすぎて、周囲

(3) 浅薄性

整備後の維持管理よりも完成直後の評価を

道路にならない結果となるケース。重視しすぎて、資産として後世に残るような

2 基本的な考え方

- じた個性的な道路景観を形成する。
- 境との相互関係を検討する。② 道路景観構成要素の全体調和と沿道環
- (3) 地域社会における道路の使い方の多様性を考慮し、各道路空間領域へ配慮する。性を考慮し、各道路空間領域へ配慮する。

四おわりに

局に実施例を解説していただくこととする。モデル事業の概要を紹介するため、各事業部今回の特集は、これら景観に配慮した各種





親しみのもてる道路づくり施策 "住みやすい街"をめざして

-北九州市-

北九州市建設局土木部長 田

島

忠彦

はじめに

ねている。 の河川が流れ、 心の小倉を流れる紫川をはじめとする数多く んで本州と接する位置にある。 北九州市は、 九州の最北端、 個性的な美しい山々が峰を連 市内には、 関門海峡を挟 都

豊本線、若松から筑豊方面に向かう筑豊本線 門司を起点とするJR鹿児島本線が海岸沿 倉の市街地を走り、小倉都心地区と住宅地の と結節している。また、 に東西に走り、 レールとして建設したモノレール小倉線が小 とともに、小倉から大分方面にのびるJR日 本市の都市交通としては、まず軌道系では 小倉で山陽新幹線と連絡する 日本最初の都市モノ

> 3 広がる小倉南区を結ぶ交通の動脈となってい

きかけている。 一〇年代初頭に開港できるよう関係機関に働 る二、五○○mの滑走路をもつ新空港を平成 灘海上の人工島に大型ジェット機が就航でき 京便を一日二往復運行している。また、 が平成三年三月に定期便を再開し、現在、 空路では、小倉南区曽根にある北九州空港 周防 東

走り、 州自動車道整備促進にむけた活動を実施して 方面の都市との連携強化をはかるため、 動車道が、門司区を起点に国道三号と平行に 道路網としては、西九州方面に九州縦貫自 鹿児島市に至っている。また、 東九州

4

崎バイパスの整備が建設省により平成三年度 野市まで走っている。本市の副都心黒崎地区 でつながり、 から着手されている。 での交通混雑の解消を図るため、 を国道三号、東岸を国道一〇号が鹿児島市ま 国道網では、 国道二〇〇号が福岡県内を筑紫 本市を起点として九州の西岸 国道三号黒

らに、 地方道の国道四九五号線への昇格が決定して 市圏の重要な幹線道路網を形成している。 三二二号の四路線と併せた七路線で北九州都 その他の国道二号、一九八号、一九九号、 福岡方面との連絡強化を図るため主要

三位の都市高速道路 都市内の自動車専用道路としては、 (平成四年現在四五・五 全国第

いる。

重要なネットワークを形成している。 km 供用) が都市内ハイモビリティを確保する

め、 礎素材型産業を主軸として発展してきたた 受け、厳しい経済環境の中にある。 所の設立を契機に、 産業構造の急激な変化によって深刻な影響を 本市の産業は、 今日の我が国における経済のソフト化や 明治三〇年の官営八幡製鉄 鉄鋼・化学・窯業等の基

平成四年七月現在では約一〇二万人となって 人口の社会減の影響で近年減少傾向にあり、 本市の人口は、 産業構造の調整にともなう

りの指針となる「北九州市ルネッサンス構想 都市への再生をめざしている。 もとで、 を基調テーマに、 とふれあいの〝国際テクノロジー都市〞へ」 (昭和六三年一二月策定)を掲げ、「水辺と緑 このため、二一世紀にむけた新しい街づく 国際社会の発展を担う創造的な産業 快適で質の高い生活環境の

飛躍しようとしている ることにより、 めとする貴重な社会資本の蓄積を生かしなが この理念のもと、交通ネットワークをはじ 市民の英知と熱意をまちづくりに結集す 快適で活気あふれる大都市へ

域集積圏の形成、 さらに、 近年では生活の豊かさの実現、 地球環境問題等、 生活・国 地

> とが全国的な課題となってい 土・地球レベルでの新たな潮流へ対応するこ

み・ ついて紹介する。 べく様々な取り組みを行っているが、 本市における道路・街路事業等における親し 北九州市としてもこのような課題に対処す 潤いのある都市景観整備への取り組みに 今回は

都市景観整備へのアプローチ

北九州レディスフォーラムについて

1

市・北九州市のイメージは根強く、 整備を進めてきた。しかし、 美しいまちへの飛躍をめざして、 アイディアや提言を求めることができた。 ディスフォーラムを開催し、 各種の都市景観に関するテーマで北九州 るため、昭和五九年から昭和六二年にかけて、 性を生かし、 ファッション感覚が豊かな女性の細やかな感 チェンジは十分とはいえなかった。 そこで、美しく魅力あるまちづくり 北九州市は豊かで明るいまちから、さらに 北九州市のイメージアップを図 かつての工業都 女性ならではの 都市景観の イメージ l:

北九州市都市景観条例につい τ

2

した北九州らしい個性ある都市景観を守り、 北九州市が持つ自然的、 歴史的条件と調和

> することを目的として、 つくり、 に北九州市都市景観条例を施行した。 の建設と健康で文化的な市民生活の向上に資 育てることによって、 昭和六〇年四月一日 誇りある郷 土

げられる。 本条例の主要な柱としては、 次の四点が あ

ア 七月現在) 都市景観整備地区 の指定 (五個所:平成四年

1 大規模建築物等の事前届出制

くりについての協議

ゥ

歴史的建築物等の保存

工

まちづくり協議会の認定(援助、

助成)

ン室を設けた。 口として、 沿道景観等を含めた都市景観に関する総合窓 また、 都市景観条例の施行後、 平成三年七月一 日に都市美デザイ 工場景観や

3 北九州市景観アドバイザー制度について

門家から意見を聞くために制度化したもの ついて、専門的立場から指導・助言を行うこ 景観整備について必要な事項に関することに 市景観条例の運用に関すること、 施する公共事業のデザインに関すること、 バイザーは、 で、平成元年六月にスタートした。 市長が、都市景観に関して学職経験者や専 道路・公園・建築物など市が実 その他都市 景観アド

事務の流れ 担当部局 事前協議書作成 事業部局及び設計部局 事案選別・資料作成 都市美デザイン室 事 案 検 討 景観アドバイザー 事業部局及び設計部局 \equiv 者 協 都市美デザイン室 景観アドバイザー 関係部局あて 都市美デザイン室 議事録送付 設計完了・事業実施 事業部局及び設計部局 都市美デザイン室あて 事業部局及び設計部局 実績報告書送付

北九州市景観アドバイザー制度の事務手続き

とになってい 公共事業のデザインに関する協議 設計等を行うものにあっては設計委託前 事業計画等の策定にあっては計 の 時 期

をあげている。 年度六〇件と年々増加しており、 成元年度三九件、 その事務手続きは図1のようになっている。 画着手前、その他予算編成時等になってお まったとき、 及び設計着手前と設計中で具体的な方針が定 は、 景観アドバイザーに対する協議件数は、 平成二年度五三件、 着実な成果 平成三 þ 平

北 九州の道路整備を考える懇談会につい

いと考えている。

②山や森林、ウ

オーターフロントを生かし

た道路整備

①安全でわかりやすい道路整備

点から親しみや潤いのある道路整備を進めた

や提言、都市景観条例施行の目的等をふまえ、 九州の道路整備を考える懇談会でのアイデア

"住みやすい街"をめざして、

次のような観

見・提言をいただくことができた。

″住みやすい街』をめざして

伴う都市景観のあり方に関しても貴重な意 開催した。どの懇談会においても道路整備に

τ

ઢ 来ビジョンを考えるために開催したものであ 学識経験者・道路利用者等から広く意見・提 第 言をいただいたうえで、 この懇談会は、 11次道路整備五箇年計画の策定に向けて、 平成五年度からスタートする 北九州市の道路の将

にむけて〟とし、それぞれメンバーを変えて 三回目が リティの確保、 圏の連携にむけて《、 懇談会は、 ″美しいまちなみと優しい道づくり テーマを第 都市の顔づくりにむけて』、第 第 回目が 一回目が〃ハイモビ 北九州都

火の橋

(室町大橋)

は、

鵜飼いの『漁火』

市

本市では、

北九州レディスフォーラムや北

整備

④地域の歴史や文化的資源を生かした道路

③美しく人や環境に優しい道路整備

太陽の橋、 の整備を計画し、 支援する街路事業等で特色のある一○の橋梁 道路整備についての事例を紹介しよう。 イリバー整備事業を推進しているが、これを る都心づくりをめざして、紫川マイタウンマ 最初に、 では、ここでいくつか親しみや潤いのある 風の橋の三橋が完成した。 本市では、 平成四年度までに火の橋 北九州都市圏の核とな

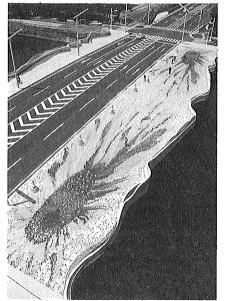
人々の心に刻まれることを期待している 州市の灯」として、 している。 をモチーフにした八本の火のオブジェを設置 この橋の川面を照らす炎が、「北九 ここに住む人々や訪れる 写

ことのできる山並を現している(写真2)。

げる。 御尽力頂いた方々に、 の「手づくり郷土賞」を受賞することができ、 太陽の橋(中の橋) 建設者が制定されている平成四年度 は 太陽のように活力ある 御報告し、 市の花″ひまわり″ 御礼申し上

まちとなる願いを込めて整備した。歩道デザ を橋のシンボルとし、 インはひまわりを、 高欄はこの付近から望む

写真1 火の橋(室町大橋)



太陽の橋(中の橋) 写真2

4 タイルに対応できるものと考えている て利用することなどにより、 るよう考えている。また、イベント空間とし りや身障者等にも安心して利用していただけ エスカレーター三基を設置しており、 平成元年度に整備した。エレベーター 発ビル等と連絡するベデストリアンデッキを メントを設置している。高欄も風通しの良い を街の中で感じることができるようなモニュ づくりとして、JR黒崎駅前に商店街や再開 シンプルなデザインを用いている 風の橋(中島橋)は、 副都心黒崎地区の顔になる駅前広場 自然の要素である。風 多様なロードス (写真3)。 お年寄 基 (写真

る。

安全な、 暮らしを支える生活道路を整備す

を

ル事業 にコミュニティ道路は二六箇所完成してい ティ道路整備事業を推進しており、 また、ロードピア事業地区外でもコミュニ で事業完了し、二地区で事業実施している。 るため、 (ロードピア事業) を活用し、 建設省所管の住区総合交通安全モデ 現在まで 地区

して、 鉄鋼彫刻 祥の地としての地域性を考え、 地区の例を示すが、この国際性と近代製鉄発 家であるイギリスのフィリップ・キング氏の 流基盤整備事業を推進している八幡東区平野 JICAの九州国際センターを核に国際交 快適な生活環境づくりのための施設整備と *牡牛座の道』として整備した (写真5)。 電線類の地中化を推進しており、 "牡牛座の月" が設置してある通り 世界的な彫刻

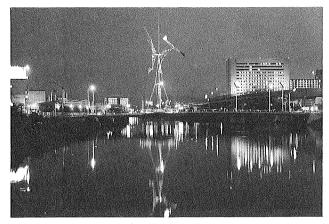


写真3 風の橋(中島橋)

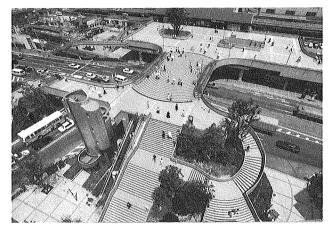


写真4 黒崎駅前ペデストリアンデッキ



写真5① 牡牛座の道

写真5② 彫刻「牡牛座の月」

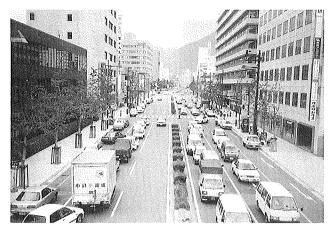


写真6 小文字通り



写真7 統一した公共サイン

た(写真8)。 造とし、豊かな自然と共生できるよう配慮し建設にあたっては、極力切土を避けて高架構が、国定公園(平尾台)内を通る直方行橋線

と考えている。この道路整備において、地方な交流を促進する社会基盤の整備が必要であな交流を促進する社会基盤の整備が必要であためには、ひと・モノ・情報・文化等の様々には、ひと・モノ・情報・文化等の様々

われる。



最後に環境に優しい道路整備の例である



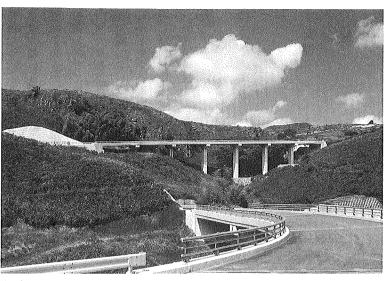


写真8 直方行橋線

る。そのためには、以下の二つが大切だと思多様なニーズに対応できるものが望まれていの個性や独自性を大切にし、なおかつ将来の

を、是非とも育成する必要がある。技術者の中に景観や環境に興味のある職員の技術者を育成する必要があると思う。土木次に、景観・環境設計について、その方面

える。 優れた感性の高い資産を残す必要があると考 優れた感性の高い資産を残す必要があると考

道路整備を実施していきたいと考えている。市景観や都市環境ならびに生態系に配慮した導・助言や環境の専門家の意見を生かし、都員とともに、北九州市景観アドバイザーの指員とともに、北九州市景観アドバイザーの指したがって、親しみや潤いのある都市空間



日 親しみのもてる道路づくり施策

熱 き ド ラ マ と 歴 蔵の みがえるみちづくり

「元禄ロマン街道」市道文化会館通線

兵庫県土木部道路補修課



写真1

ド事業を紹介したい (写真1)(図1)。 臣蔵のまち、塩の国赤穂市におけるマイロ つかる。日本人の心のふるさとと言われる忠 に歩いたかもしれない道を通れば、赤穂城跡 気がしてくる。大石内蔵助と妻りくが、一緒 ば、どこからかふっと 義士が現われてきそな 元禄の香りが漂ってきそうな道にたたずめ 大石神社に出合い、義士邸跡の石標が見

あふれるまちづくりを支援するため、平成二 もっている れぞれ、気候風土が異なり、個性豊かな顔を 南は瀬戸内海を経て太平洋に面し、 五つの国から成り立っている。北は日本海に 庫県は、そのほかに但馬、丹波、摂津、淡路と 赤穂市は、 (図2)。兵庫県では、 播磨の国の中の一つであり、 地域の個性 各地域そ 兵

> なさんの創意工夫にあふれるみちづくりを展 年度より、 開している (別表1) (図3)。 定を受け、地域振興施策を支援し、地元のみ 線を、さらに平成四年度には町道で一路線選 で一路線、平成三年度は、赤穂市の文化会館通 ろである。 マイロード事業に積極的に取組んでいるとこ 平成二年度に県道で二路線 建設省道路局において制定された 市道

た現在でも、全国の七分の一を製塩している たく断わられたことが、〝浅野嫌い〟につなが 製塩技術を導入しようとし、浅野家に冷 知られているが、吉良上野介が赤穂藩の持つ 今回紹介する赤穂市は、義士のまちとして 刃傷のきっかけとなったとの説があるく 製塩技術にすぐれ、 塩田が姿を消

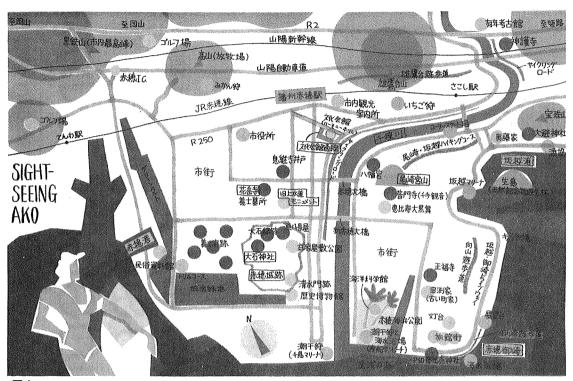


図 1

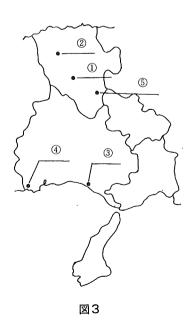




図2

認定年度	事業主体市町名	路線名	概要	図面 位置
H 2	兵庫県大屋町(主)	八鹿山崎線	明廷工芸保養村にふさわしい道路整備	1
H 2	"温泉町住	若桜温泉線	「夢千代の里ゆむら」のイメージをとり入れた道路整備	2
H2	高砂市高砂市	曽根15号線	曽根天満宮の参道、お祭り広場としての道づくり	3
Н3	赤穂市赤穂市	文化会館通線	熱きドラマと歴史のロマン忠臣蔵のよみがえる道づくり	4
H 4	山東町山東町	楽音寺寺奥線	ヒメハナバチをテーマとする公園と一体となった道路整備	(5)

れたものである。 さんの創意工夫により、 され、この周辺を走る文化会館通線を、 あった文化の活動拠点としての文化会館は、 ら整備事業と一体として取組み、 赤穂城をイメージし、 平成元年度より着手 赤穂らしさが演出さ 地元のみな これ

2

南側の神社(稲荷神社)の景観に考慮

ころである。一方、かねてから市民の懸案で

度より各担当機関において実施されていると

て緑あふれる環境整備を企画し、

昭和五九年

を演出するため、

赤穂市は緑のプロムナード

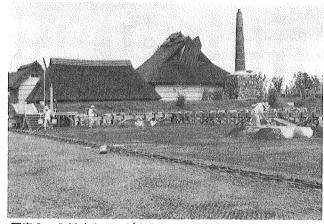
整備事業として、

市道、

県道、河川等を含め

塩のまちでもある。赤穂の個性、赤穂らしさ

多くの意見が出されたが、要約すると次のと 中心として、数回にわたり検討会が開かれ、 おりであった。 本路線の計画にあたっては、 地元自治会を



入浜式塩田と製塩作業所

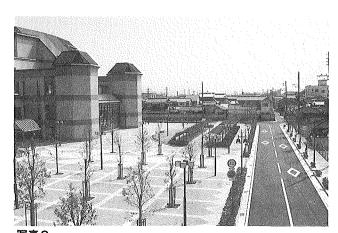


写真3

- 1 ンス等を設けないようにしたい。 文化会館敷地と歩道を仕切らず、 フェ
- した修景にする。 文化会館とマッチし、一体となった道

3

ず、カラーのタイルや、 路にしたい。 歩道の舗装は、 アスファルト舗装にせ ブロック舗装に

4

街灯をたくさん設置したい。

(5)

したい。

防犯上、

- ⑦ 電柱をなくしてほしい。 文化会館付近の緑化に力を入れてほしい。
- これらの意見を市が、検討し、次の形で、穂」をイメージしたい。

反映することとなった。

① 文化会館敷地を取りこんで、歩道と一

4

③ 赤穂城をモチーフした文化会館と一体も、その感覚でデザインする (写真4)。② 民家の壁を、しっくいの土塀のイメー

(5)

真6)とする。
「の部分の模様を取り入れた歩道舗装(写用した"がんどう(あかり)』と槍をデザ用したがんどう(あかり)』と槍をデザーでいる。たとえば、討入りの際に義士が使れた。たとえば、討入りの際に義士が使

となるよう、忠臣蔵のイメージを取り入

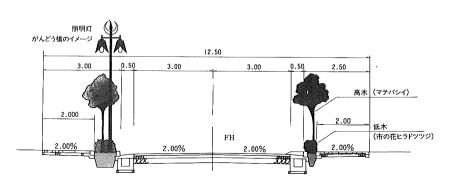
- ・ 8月丁つ8~「色目ゞ、重くってい程り行い、色は、塩を意識して、白を基調り行い、色は、塩を意識して、白を基調とする。
- 無電柱化については、極力進めることを、歩行者溜りに重点的に設置する。
 全区間に、緑を施し、高木(マテバシを区間に、緑を施し、高木(マテバシー)三三本、低木(ヒラドツツジ、市の度の間隔(三○m)を基本とし、交差点度の間隔(三○m)を基本とし、交差点度の間隔(三○m)を基本とし、交差点度の間隔(三○m)を基本とし、交差点度の間隔(三○m)を基本とし、交差点度の間隔(三○m)を基本とし、交流に対しては、極力進めることを表する。

写真4

7

写真5

標準断面図



で対応する (図4)。とするが、電線の幹線区間は、美装化柱

四年三月末に完成した。の道路が、事業費一億四、〇〇〇万円で平成の道路が、事業費一億四、〇〇〇万円で平成事業を進め、全長三七一m、全幅一二・五m以上のように、地元の意見を反映しながら、

文化会館は、平式四年五月二八日こ客成式みの中での事業は、初めてである。とり入れるだけでなく、地元の主体的な取組との入れるだけでなく、地元の主体的な取組を成しているが、そのほとんどが行政サイニが画であり、

が挙行され、ハーモニーホールの愛称にふさ文化会館は、平成四年五月二八日に落成式

を超えようとしている。物が予定され、年内の観客動員数は一○万人奏から、島倉千代子ショーまで、多彩な催しされている。今年度は、NHK交響楽団の演わしく、音楽会を中心に毎日のように、利用わしく、音楽会を中心に毎日のように、利用

復活させたわけである。

毎年一二月一四日には市をあげて、

に、新たな形で、

地元の人々が主体となって

もかげをなくしてしまった道路を平成の時代

通ったという説もある。

だとすれば、

昔のお

路は、 があり、 ンが、 うか。そこにみちづくりやまちづくりの原点 ていることは、素晴しいことではないだろ に親しむわけである。その一つ一つのデザイ ドを通り、 ここに来られた人は、必ず、 そこに住む地域の人々の心がこめられ 江戸時代、 喜びがあるような気がする。 赤穂に触れ、 参勤交代の大名行列の際に 赤穂を感じ、 このマイロ この道 赤穂 1

行列などにぎやかな行事があり、

人の人出で全市が湧きたつ。

もし大石内蔵助

いつも数万

寺の法要、

呼びものの忠臣蔵パレード、

赤穂義士祭が催され、

大石神社の祭典、

花岳



写真6

赤穂市は、マイロードの完成を記念してう。

マイロードを見て、きっと喜んでくれるだろ

タイムマシンで今日現われたなら、

たなら、歴史が変るかも知れない。であろう。浅野内匠頭が、江戸に向う前に見たなら、妻りくも、四十七士もビックリする蔵助が、このパンフを元禄の時代に持ち帰っみちづくりの大切さをアピールしている。内みちづくりの大切さをアピールしている。内が、フレットを作成し、広く、まちづくり、パンフレットを作成し、広く、まちづくり、

行きたいと考えている。個性あるさわやかな兵庫の道路を、演出してはより質の高いマイロード事業を追及しつつはより質の高いマイロード事業を追及しつつ事業に取組むべく、準備を進めている。今後への波及効果もあり、平成五年度においても兵庫県の各市町のみちづくり、まちづくり



親しみのもてる道路づくり施策

池間大橋

沖縄県土木建築部道路建設課

夢の架け橋

る。

である。 東西一、〇〇〇㎞、 を含む一六〇の島しょから構成される離島県 広大な海域と、そこに点在する四○の有人島 沖縄県は、 日本列島の最南西端に位置し、 南北四、 〇〇〇㎞に及ぶ

完成し、ついに住民の悲願が達成したのであ ウキビ、漁業を主産業とする島である まで比喩された池間大橋が今年二月一四日に 架橋構想が打ち出された頃「夢のまた夢」と 上に位置し、人口が、一、〇〇〇名弱でサト れた宮古島より、さらに北西へ一、八㎞の洋 今から約三〇年前、 池間島は、 沖縄本島から南西へ三〇〇㎞離 宮古島と池間島を結ぶ

> した。 年の歳月と総事業費約九九億円で完成・開 で昭和五六年度に国庫補助採択され、一一ケ となった生活圏及び経済圏の形成を図る目的 であり、 池間大橋は、 島の離島苦を解消し、 橋長一、四二五m 宮古島と一体 の離島架橋

橋面工や橋詰広場に積極的に意匠を施した、 とを目的としたマイロード事業」に選定され 大の橋梁がここに実現したのである。 h る地域づくりを道づくりの面から支援するこ ら始まった建設省の進める「魅力と活力のあ 特に橋梁の景観については、平成二年度か 強い要請と関係者の熱き想いにより県下最 離島の離島という特殊条件の中、 地元の粘

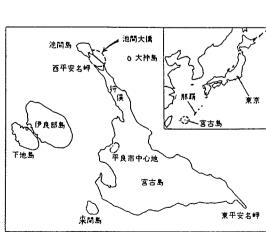
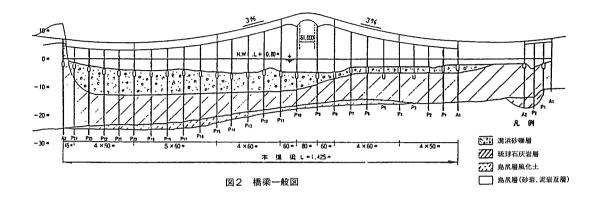


図 1 池間大橋の位置図



創出を目指した。

雄大な海にかかるダイナミックな橋梁景観の

ており、

その表玄関としてコバルトブルーの

干瀬や県内唯一の湿原等自然の宝庫に恵まれ

修景方針

光明媚な地域である。 ○mと浅い海で、珊瑚礁に覆われた極めて風 また、池間島は日本最大の台礁である八重 架橋地点は、干潮時の水深が○、五m~三、

た。 然や文化を橋梁の中で表現する」ことであっ 間島の美しい海、 から審議したが、 その際、 修景検討委員会を設置して多方面 特に要望されたことは「池 八重干瀬、 湿原等の島の自

豊かな演出の橋が創出されたのである。 達や手造り作品のタイル壁画に触れ合う情感 グレードの高い意匠を施すことができた。 る海景色を堪能しつつ中柱に表現された動物 て認定を受け、 幸いにも、 歩道を散策しながら七色に変化す 建設省からマイロード事業とし 橋面工や橋詰広場に積極的に

まさに夢の架け橋の誕生である。 開通以来地元のみならず県内外の

三 マイロード事業内容

ここに、

親柱

観光客から好評を博している池間大橋マイ

ロード事業の詳細について紹介したい。

のとした。 を使用し、 とし、素材は地元産の石材(トラバーチン) 効果的に生かすため、シンプルなデザイン 柱とした。 ○mで奥行きの深い迫力、重量感のある親 県下最大のゲート性を強調するため、 入った瞬間に、 温かみやローカル色が溢れるも 別世界の演出を

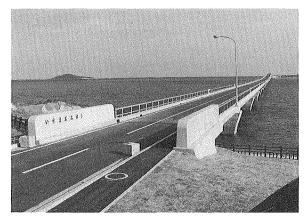


写真1 親柱

中柱

成を図った。 れば間延びしがちな橋梁空間にポイント ピッチの橋脚上に中柱を設置して、 連続する高欄に節目をつけ、 約六〇m ともす

ある。まさに、マイロード、いやマイブリッ の橋への思い出文もその壁画に書き綴って しタイルを製作した。また、子供たち各自 関連したデザインを出し合い、粘土を整形 た。各学級単位で、宮古島の観光・文化に ザイクタイル壁画製作に加わってもらっ つきを深めるため、地元の小・中学生にモ カルな海洋性イメージを創出した。 の魚や貝、野鳥や蝶などをモチーフとして ルミ鋳物の透かし彫りで表現し、 当地で自然とともに息づいている亜熱帯 また、この記念すべき橋への愛着や結び トロ

高欄

ジだと好評だ。

の通行にかなりの影響がある。 帯であることから、 当現場は、 冬の季節風が強く台風常襲地 強風時には歩行者や車

実験で検証し全国でも初めての遮風対策の その風対策が問題となった。 ンコースにも組み込まれていることから、 また、 全国的に名を馳せたトライアスロ よって、 風洞

「漁に出た父を迎えに十三夜」

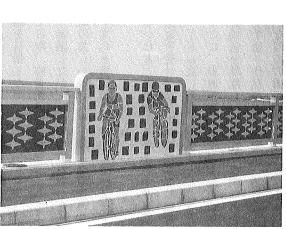


写真2 中柱及び高欄

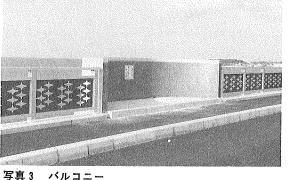
かもしだした。 形を抜き取り背後の海を浮きだたせ情緒を に地元の宮古上布の織物の絵柄で有名な星 高欄を実施するとともに、 高欄のデザイン

バルコニー

ことから、 たが、、池間島が俳句の島として有名である 利用を考慮してバルコニーを四カ所設置し の思い出を詠った俳句をパネルで紹介し 間島の表情を演出した 本橋梁には、 地元の中学生のカツオ漁や架橋 眺望とレクレーショナル な

> 橋詰広場 「渡る日はもうすぐそこに海の橋

ことから、 置し学習体験のできる憩いの広場とした。 中に橋梁の構造や工事の状況、 設置しマニラロープで日陰をつくり、その けて橋桁と同じPCブロック三基で東屋を ケットパークを造成した。観光地ともなる 近き見上げる憩いの広場として駐車場とポ た橋詰を有効に利用して橋梁景観を直接間 仮桟橋の取付や作業ヤードとして使用し 広場の中心には地元の要望を受 方位盤を設



バルコニー

島のみならず宮古圏域全体の振興に大きく寄 域にとけ込んだ橋梁として親しまれている。 夢の大橋から島おこしの大橋へ」と、

間

アスロン大会等各種のイベントが行われ、 くの観光客がおとづれまた駅伝大会やトライ

地

かな橋梁となった。

事業を活用し、より親しみのある景観性豊

開通以来、はや半年が過ぎたが、

連日、

多

というだけでなく、

建設省の進めるマイロー

四 人にやさしい道づくり

池間大橋は、単に島と島とを結ぶ離島架橋

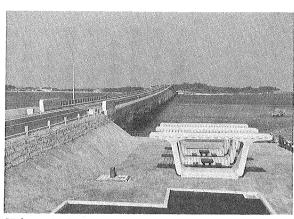
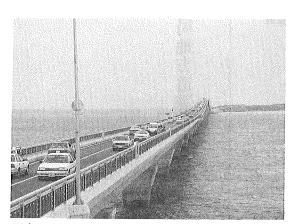


写真4 橋詰広場



写真5 開通 喜びにわく池間の人々

努力したいものである。 より景観に配慮した人にやさしい道づくりに 与する橋として期待されているが、今後とも、



池間大橋開通後の状況



写真6 トライアスロン初めて池間島へ

今年度は、下表の45箇所の都道府県道、

しくお願いいたします。

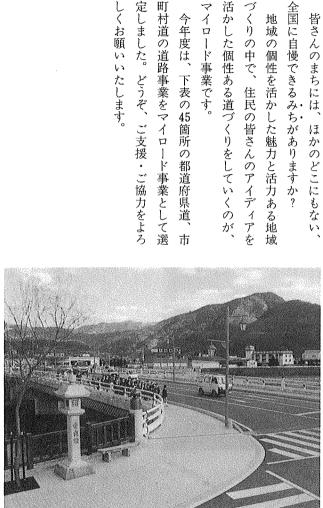


みの

もてる道路づくり施策

市 町

活かした個性ある道づくりをしていくのが マイロード事業です。 づくりの中で、住民の皆さんのアイディアを 全国に自慢できるみちがありますか? 地域の個性を活かした魅力と活力ある地域 皆さんのまちには、 ほかのどこにもな



愛媛県五十崎町 「大凧合戦」のイメージをとりいれた橋梁整備

豊秋橋は、300年余の伝統を持つ「大凧 合戦」をイメージし、連凧を模した歩道 舗装、凧上げを観覧するバルコニー、町 特産の竹をイメージした照明灯の設置に より、町のシンボルとなるように配置し ました。

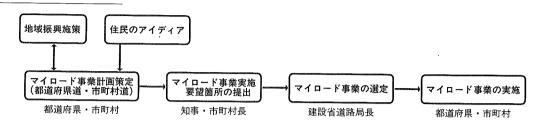
●都道府県道(24箇所)

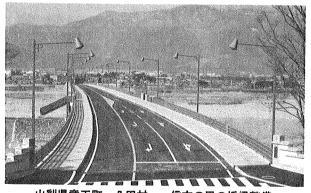
- H		付保退(2	- ·	
都道	的県	事業箇所		概 要
		雨竜町	ナイス暑寒ロード	雨竜沼へのエントランス ゾーンの創出
		登別市	登別サクラロ ードin湯トピア	国際観光都市「湯トピア」 登別にふさわしい道づくり
北? 	毎道	壮瞥町	くだものロード	くだものをモチーフにやすらぎ空間を創出
		函館市	函館ロマンチ ックロード	空港整備事業等と一体となった道路整備
秋	H	湯沢市	「羽州・王朝	西栗駒地域開発の支援
福	島	福島市	「福島」土湯 ふれあいロード	温泉とこけしの町「土湯」
栃		烏山町	「鳥山あゆ街 道・宮境橋」	那珂川と八溝山地に融和 する橋づくり
J≓.	Har.		理・呂境間」 _、 アルプスあず	北アルプスの大自然にと
長	野	大町市	みの街道	け込む橋梁整備
		清見村	自然と親しむしせ	原生林の自然景観に配慮し、 緑と水辺に調和した道路整備
岐	阜	武儀町	エコピア街道	日本平成村花街道づくり
		大垣市	水都ピアパー クロード	大垣水都ピアパーク (野 口公園)を支援する橋梁修景
京	都	美山町	「京・MIYAMA 虹のロマンティ ックロード」	虹の湖ロマンの里づくり 事業
島	根	津和野町	歴史と自然の 街道	「山陰の小京都」を支援 する橋梁整備
広	島	湯来町	やすらぎと、 ふれあいの湯 来温泉街道	「湯の町湯来」を支援す る道づくり
山	П	東和町	サザンセト・サンシャインロード	「サザンレク片添」を支 援する道づくり
徳	島	松茂町	「愛する人と翔 〈町」にふさわし い道づくり	徳島の玄関にふさわしい 道路整備
香	Щ	塩江町	「ホタルの里ロード」	自然に囲まれた保養地塩 江[ほたるの里]を支援す る橋梁整備
佐福	賀岡	三 根 町 久留米市	大河筑紫次郎 の自然を生か した橋梁整備	筑後文化圏を支援する橋 梁整備
大	分	緒 方 町清 川 村	神楽街道	深い緑と水に囲まれた「神楽 の里」を支援する道づくり
宮	崎	木城町	新しきむら夢 ロード	「平成新しき村」を支援 する道づくり
	,	東 町	マンダリンロ マン街道	みかんの里を支援する道 づくり
鹿児	己島	志布志町	千軒街道	「水と緑と歴史の里・千軒まち」 にふさわしい道路整備
. د. د	Lore	糸 満 市	「平和の杜」 ロード	第44回全国植樹祭及び平 和の杜を支援する道づくり
沖	繩	名 護 市	きらめく風の 屋我地大橋	羽地内海ウォーターフロント 構想を支援する橋梁整備
				-

●市町村道(21箇所)

₩ II	J WJ	柯迪(2)	固別[)	
都道	府県	事業箇所	愛 称 名	概 要
		女満別町	ふれあい通り	女満別駅舎と調和する周 辺道路整備
北海道	熊石町	ひらたない公 園道り	青少年旅行村等を中心と するミニリゾート地への アクセス道路整備	
		阿寒町	マリモロード	マリモとタンチョウの里 へのながる道づくり
青	森	田子町	サンモール通 ・り	歩道に小川を設けたうる おいのある道づくり
岩	手	净法寺町	天台寺歴史と 漆の里のみち	桂と漆をとりいれた、天 台寺へのアクセス道路整備
彐	形	最上町	義経通り	温泉リゾート「お湯トピア 瀬見」を目指した道づくり
群	馬	水上町	「山と水と光 の水上」をイ メージした道	温泉街活性化を支援する ICアクセス道路整備
千	葉	銚子市	みなと銚子の お祭り通り	商店街の活性化を支援し、 みなとまつりのメイン会 場となる道路の整備
石	Щ	中島町	「枠旗まつり」 ロード	国重要無形民族文化財「お 熊甲まつり」のための道 づくり
静	岡	由比町	YOU・I スポ ーツロード	由比川スポーツ公園と一 体となった道路整備
京	都	加悦町	古代ロマン街 道	古代ロマンをイメージで きる古墳公園につながる 道づくり・
兵	庫	山東町	ヒメハナ舞ロ ード	ヒメハナバチをテーマと する公園と一体となった 道路整備
鳥	取	泊 村	とまりんこ街 道	グラウンドゴルフのふる 里・緑と文化を一体化し た、いこいのみちづくり
島	根	木次町	おろち神話に 桜が映えるや すらぎロード	おろち神話と桜並木をと りいれた中心市街地への アクセス道路整備
Ш	П	秋芳町	カルストロー ド	壮大な秋芳台、幽玄の秋 芳洞へと誘うプロムナー ドづくり
香	Щ	観音寺市	琴弾パークラ イン	"琴弾公園"と一体となった憩いの場としての道 づくり
愛	媛	弓削町	弓削大橋記念 公園ロード	周辺景観にマッチした弓 削大橋の整備と記念公園 までの道路整備
福	岡	柳川市	水と緑と歴史 の六騎通り	水と緑と歴史の町並みを 活かした道づぐり
佐	賀	有田町	ロマンチック ポーセリン街 通	国際陶磁文化都市「有田」 にふさわしい有田焼を活 かした道づくり
大	分	蒲江町	ハマユウ街道	県民の海、海洋リゾート とハマユウの里づくりを 目指した町づくり
鹿児	島	知 覧 町	知覧いにしえ のみち	古い町並みと新しい町並みを結ぶ観光道路の整備
			I	

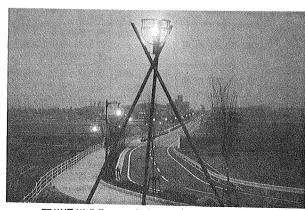
マイロード事業のフロー





山梨県竜王町~八田村 信玄の里の橋梁整備

信玄橋の周辺は、武田信玄が築いたといわれる信玄堤があることから、「歴史文化公園」となっています。このため、「信玄の里の橋梁整備」として戦国時代をイメージして橋づくりを行いました。



石川県川北町 火まつり広場への道づくり

川北町で行われる夏の一大イベント「手取りの火まつり」をイメージして整備したものです。道路照明灯は、「大かがり火」を、モニュメントは「川倉の火」をアレンジしたもので、愛称を「かがり火ロード」にしました。





















のもてる道路づくり施策

高岡のあゆみ

産業の育成に力を注いだ。

今日の商工業都市

亡き後、 が都市としての高岡の始まりである。「高岡」 なったが、 の地名はこの時利長により命名された。利長 業施策の一つとして、 主の前田利長が築城。城下の繁栄をはかる産 中の国府が置かれ、天平一八年(七四六年) に万葉の歌人大伴家持が国守として赴任。 面 [した人口一七万人余りの中核都市である。 本市の歴史は極めて古く、八世紀には、 高岡市は富山県の西部に位置し、 慶長一四年(一六〇九年)加賀藩二代藩 国 三代藩主利常は、 城の令により高岡城は廃城と 鋳物工場を開かせたの 商工業の町とし 日本海に ま 越

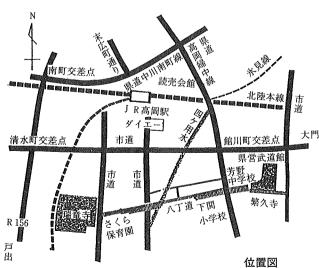
て残れるように町人を保護し、

特権を与えて

た鋳物、 の工業集積を有している。 学、 どの好条件のもとで、 の代表的な伝統産業として栄え、さらに大正 え、 その後、 末期からは、豊富な電力や工業用水、 として高岡市が誕生した。藩政時代に培われ 玉 高岡町となった。 沢県が置かれ、高岡町はその管内に属した。 高岡の礎は、ここに築かれたのである。 |初の市制施行とともに、全国三一市の一 明 明治一六年 (一八八三年) 富山県射水郡 アルミ工業などが育ち、 治四年(一八七一年)、廃藩置県により金 銅器、 県の分合により幾度もその所属を変 漆器、捺染などの技術は、 明治二二年四月一日 繊維、 紙、 日本海沿岸有数 パルプ、化 港湾な 我が 市 つ

> 岡 市 道 路 建 設

高



能にすぐれた実績を持ち、現在に至っている。的都市として商業集積度が高く、特に卸売機また、商業についても、県西部地域の中核

施行し、平成元年市制百周年、

開町三八〇年

ざした文化のまち()ゆたかな万葉の詩情と地域に根

英いているものである。
要いているものである。
の、方葉の歌人大伴家持が四季折々に詠んだ美にか、歴史的な景観を大切にし、特色ある伝じめ、歴史的な景観を大切にし、特色ある伝じめ、歴史的な景観を大切にし、特色ある伝いる。この「万葉のふるさとづくり」をはまれた。

二 「歴史のみち」 づくりまでの経緯

全国の三○市とともに、我が国最初の市制を高岡市は、明治二二年 (一八八九年) 四月、

下制百周年という、歴史的な節目を契機と 市制百周年という、歴史的な節目を契機と して「愛と個性と活力ある明日の高岡」をテー して「愛と個性と活力ある明日の高岡」をテー また、富山県においても「とやまウルオイ 委員会」を設置し、文化的環境づくり・魅力 あるまちづくり・すぐれた景観づくり・魅力 あるまちづくり・すぐれた景観づくり・を進 めているところである。 今回は、先人から受け継いだ優れた歴史 めているところである。 の道すじ」としての八丁道の都市景観形成整

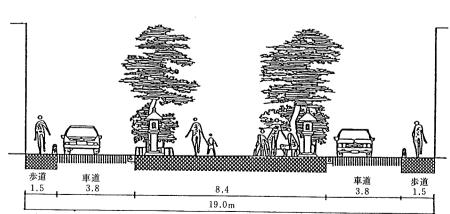
四 景観整備の基本方針

備について紹介するものである。

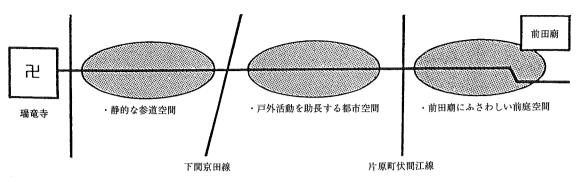
盟有の歴史と伝統が、現代の都市の視覚から見失われつつある中で、市街地の中によみがえらせ、触れやすくする必要がある。よって、参道機能の復元に留まらず、都市イメージを高める基幹的空間として、景観整備を図ジを高める基幹的空間として、景観整備を図がを生かしながら、都市の戸外空間を、快適でを生かしながら、都市の戸外空間を、快適で

る。

ムナードとして、燈籠やストリートファニ性格を重視し、緑豊かで歴史性のあるプロー 高岡開町以来の歴史を持つ参道としての、 歴史的参道としての八丁道を継承する。



標準横断図



区間別整備方針

街地における「緑の回廊」づくりの基幹的 に植栽し、緑量を多くとることにより、 チャーを配し、 な役割を持たせる。 して整備する。 駅南地区における基幹的な公共空間とす 高木(黒松)を中心に、中・低木を適宜 デザイン化に工夫をほどこ

(2)

める戸外空間づくりを行う。 ており、それらの施設の周辺において楽し 子供達の楽しい遊び場となるように整備 道路沿いに保育園、 小 中学校が立地し

(3)



(4)雪施設の設置を行う。 うと共に、冬期交通の確保を図るため、 五 歩行者の安全性を考慮した道路整備を行 生活道路としての機能を確保する。

消

事業の概要

○事業期間 ○形状寸法 ○事業区間 〇総事業費 ○事業名 昭和六二年度~平成二年度 瑞竜寺~前田廟前 延長八七○m、 約四億八、六〇〇万円 八丁道歴史的景観整備事業 幅員一九m



市

六 整備内容

四季を通して散策を楽しめる。 整備を進めた。 した。よって、 を重視し、 な雰囲気の漂う戸外空間を提供するため 長い歴史をもつ八丁道の参道としての 歴史性のあるプロムナードを目指 訪れる市民、 観光客に北陸 緑豊かな歴史 伝統

(歴史的な道路)

けた。また、 その内三・〇mを石畳化し両側に植栽帯を設 成され道路中央部に八・ 通して片側一方通行にした。 五mの歩道を設置した 2路全体をデザイン化 参道部両側に三 刀 m 幅員 0 さらに外側に 八 m 参道を配 の車道を 九 m で構

参道(中央部)

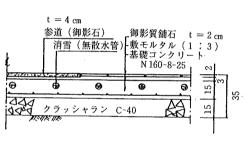
- (1)飛石イメージ(@二・〇m) 空間に生かすため、 まわりに御影質舗石を施工。 「見えるみちすじ」の景観 自然石 を、 (白御影石) で配置し、 静的 な参 そ を 道
- (3)(2)ぎ親水空間を設けて戸外活動を助長させ 三〇m毎) にプレー 快適な歩行リズムが生まれるようにした。 かつてあった用水の継承として、 参道に連続性をもたせるため、 ド部 (凸部) を設置し、 所 せせら Z

19.00m

∞

8

ır;



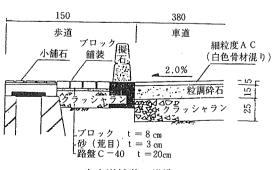
参道中央部の構造

整備パターン図

ァルト

(シノパール)

- []



歩車道舗装の構造

(1)る 的 な樹種の選定と植栽形式を取り入れ、 の施設等に合わせた効果的なものとす 八丁道の歴史性、 文化秩序を考慮し古 周 典

(5)散水消雪に再利用する。 水有効利用のため無散水消雪の水を、 参道 (植栽部) 積雪期 無散水消雪の設備を行った。また地下 Ø) 快適な参道空間を確保 する 車 道 た

歩車共存道路と交通形態(片側一 サービス面として停車帯 五. m を設置した。 (長さ一 方通 行 九

る。

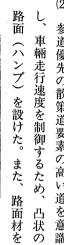
(4)

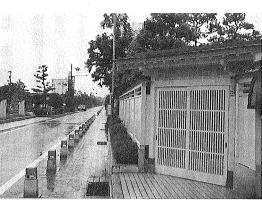
中木……とイラギモクセイ、ネズミモチ、高木……クロマツ等

影石で囲んで歩行者を楽しませる。(2) 植栽と参道の調和を考え、縁石を天然御

低木……ツツジ、コグマザサ等

日車治





ように配慮した。 メージハンプにより視覚的にも効果を出すインターロッキングブロックとして、イ

●

(一・五m)を設けた。道路沿線に宅地が接近しているため、交

利用を図る。 しデザイン化を行い、歩道の一部としての色別させ、両端側溝蓋を舗版(舗石)改良色別させ、両端側溝蓋を舗版(舗石)改良

するようなデザインにした。し、柱状の車止めを設置し、周囲にマッチガードレールによる連続的な分断をなくがまた、歩車共存道路の空間を生かすため、

●占有・附属物

(1)

街路灯

(2) 信号機

た色調とデザイン化を行った。点には、既設の信号機を参道景観に合わせ点には、既設の信号機を参道景観に合わせ

案内板、

表示板など)の設置に配慮した。

3) 地下埋設物

① 電線類の地中化

道路埋設物の先行工事

2

た。 造路整備完成後の維持管理を容易に が道、ガス管類)の先行工事と整備を行っ が道、ガス管類)の先行工事と整備を行っ が道、ガス管類)の先行工事と整備を行っ が道、ガス管類)の先行工事と整備を行っ

(4) ストリートファニチャー (街具)

道路空間全体に統一的、調和的デザインを行うことで、歴史ある八丁道の魅力を高を行うことで、歴史ある八丁道の魅力を高としての快適性を持たせる。特に燈籠については、その昔八丁道に設置されていた戸宝石の燈籠を外柱廊によるシンメトリーな配置にし、さらに新しい照明機能を持たせた燈籠を集合させ、群としての形成を図る。また、ベンチ、電話BOX、水呑場などを配した。さらに、八丁道のもつ個性を尊重配した。さらに、八丁道のもつ個性を尊重しつつ、空間と調和させたサイン(標識、

七 あとがき

織で構成された。 れてきた今日、本事業は、着手にいたるまで、 機運が、官民あげて大きくクローズアップさ 八丁道景観整備基本計画策定委員会が、官民 体(有識者、地元代表者、市)となった組 快適性を重視した道づくり・みちづくりの

度から協議がなされた。 備方針、基本計画設計について多種多様な角 況調査からはじまり、景観形成の必要性、 メージを高める基幹空間としてを基本に、現 単に、参道機能の復元に留まらず、都市イ 整

なった。 が都市的幹線道路としての役割をなすように 沿道の環境に著しい変化があり、八丁道自体 中でも、当地区は土地区画整理事業により、

不安が表面化した。 型となるため、 便利な車道中心型から歩行者中心とした参道 題となったのが、交通形態であった。生活に 薄れかけてきた。そのために、一番大きな間 ど、沿道住民の歴史的な参道としての意識が、 また、都市化によって生じる住宅の推移な 利用の不便さと交通安全面の

後世に残す事に情熱を傾けて積極的に取り組 しかしながら、歴史的な遺産を物心共々、

> 風のデザインを取り入れた。 改築に当たり、校舎及び体育館に、 築される人も現われ、沿道に面した小学校の なった。道路完成後、 織され、整備計画が前向きに運ばれる事と むため、「八丁道通りまちづくり協議会」が組 自宅を武家屋敷風に新 江戸時代

を成すことを、願っているものである。 り」に波及し、快適な都市景観の創出に一役 ことに、期待をよせている。 たな歴史を刻む「まちづくり」が展開される 愛護の精神が維持管理において反映され、新 らが魅力あるまちづくりに情熱を注ぎ、その さらに本事業が、「うるおいのあるまちづく 今後、地元組織を母体とし、さらに市民自

※八丁道(はっちょうみち)

ている。 八七〇m)あるところから八丁道と呼ばれ 直線で結ぶ参道である。長さが約八丁(約 もある)とその廟所である利長公墓所とを、 ある瑞竜寺(境内には織田信長公の分骨廟 加賀藩二代藩主、前田利長公の菩提寺で

らった恩に報いる為、利長公の三三回忌に 藩主利常公が兄利長公に家督を譲ずっても くと共にその城下町を開いた。 前田利長公は、一六〇九年に高岡城を築 加賀藩三代

た。 これを結ぶ参道として八丁道が築造され に利長公の廟所が一六四六年に造営され、 合わせて瑞竜寺の改造を行った。これと共





















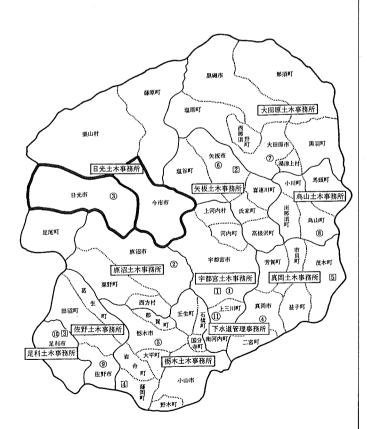
親しみのもてる道路づくり施策

栃木県土木部道路維持課

はじめに

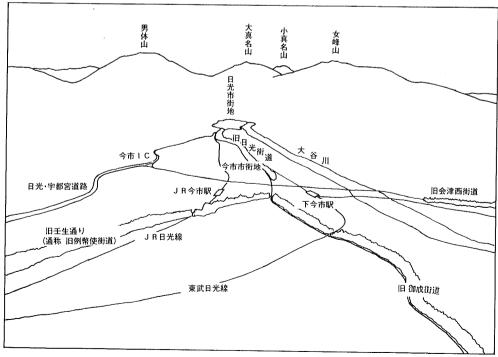
そ三六○年前、松平正綱・正信親子により二 高める精神的な演出効果として、今からおよ 参道の道しるべとして、 例幣使街道、会津西街道の四街道から成り ○年余りの歳月をかけて植栽されたものであ 日光杉並木街道は、日光街道、 また東照宮の威光を 御成街道

の道一〇〇選』にも選ばれている。 我が国を代表する文化財となっており、プ日本 三〇〇本にも及び、 天然記念物の二重の指定を受け、名実ともに この杉並木は総延長三七㎞、 戦後、 特別史跡及び特別 総本数一三、



位置図





日光連山と日光杉並木街道

歴史を活かしてリフレッシュ

時代創造計画」 あるまちづくりが提唱され 本県において、 を策定した中で、 昭和六一年度に「とちぎ新 個性と潤

0

0 0 魅力あるつどいの場をつくる 親しみをもてるみち空間をつくる 自然とのふれあいの場をつくる しい景観と魅力あるまち並みをつくる

ため、 F 辺景観づくりモデル事業調査」 ・モデル事業 、調査結果が国庫補助リフレ 基本的な考えに基づき、「日光杉並木街道周 昭和六二年度より採択されました。 (特改三 種 0) " 趣旨に合致した シュ が行われ、 マイロ 1

(2)工事概要

栃木県今市市瀬川 地区 1 ·日光市

野 \Box 地 区 一事業概要

(1)

施工箇所

延長 事業費 員 Ŧi. 約 ・〇~八 五〇〇 九 億円 (県単独費含む 五. m

道路デザインと舗装の方針

(別表1)

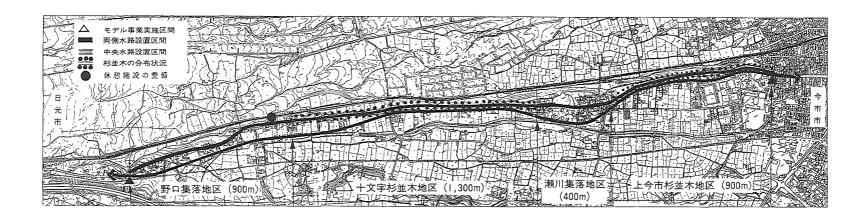
事業年度

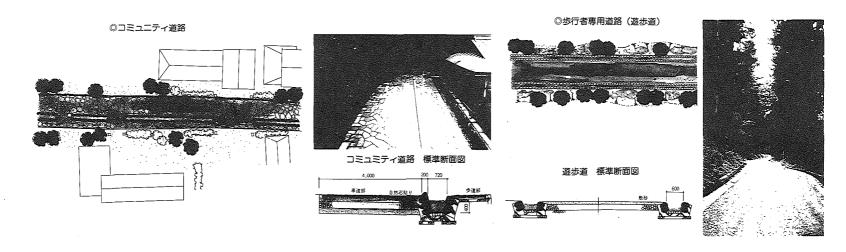
昭

和六

一年度~平成四年度

会津西街道 В 光 市 今 市 (3.9km)大谷川 東武日光駅 御成街道(10.7km) 国鉄日光駅 下今市駅 今市駅 <日光> <森友> 日光街道 (8.5km) 今市駅 <大沢> 下野大沢駅 リフレッシュマイロードモデル事業 延長3,500m、幅員 5.0~8.5m ^{会演} 在表現,明神駅 \ 事業年度 125062年度~平成 4年度 下小代职





道路デザインと舗装の方針(別表1)

	野口集落地区 (0.9km)	十文字杉並木地区 (1.3km)	瀬川集落地区 (0.4km)	上今市杉並木地区 (0.9km)
道路デザイン の 方 針	・コ ミュニ ティ 道 路 (鉢石宿をイメージした街道)	·自 然 探 勝 路 (遊 歩 道)	・コミュニティ道路 (今市宿をイメージした街道)	· 自 然 探 勝 路 (遊 歩 道)
整備方針	・路面は自然石を使用し車の通行可能な構造とする。 ・縁石は自然石を加工したものを使用する。 ・水路は自然石積とし、車道部は立上りを設け安全対策を行う。ただし、一部は路面と同じレベルとし排水を行う。 ・電線については、道路敷以外に移設する。	・路面は基本的に現況より 高くし、樹根の保護を図 ・排水勾配を設け、雨水の スムーズな排水を行う。 ・砂の流出を防止するため、 両側に水路(自然石)を 設ける。	・路面は自然石を使用し、車の通行可能な構造とする。 ・緑石は自然石を加工したものを使用する。 ・水路は自然石積とし、車道部は立上りを設け安全対策を行う。ただし、一部は路面と同じレベルとし排水を行う。 ・電線については、通路敷以外に移設する。	・路面は基本的に現況より 高くし、樹根の保護を図 る。 ・排水勾配を設け、雨水の スムーズな排水を行う。 ・砂の流出を防止するため、 両側に水路(自然石)を 設ける。
舗装方法	・自然石乱張り舗装	・砂舗装	・自然石乱張り舗装 一古道のイメージを一一 醸し出しながら、 自動車・自転車・ 乳母車等の交通に しむ配慮	・砂舗装
材 質	・芦野石(県北部産)を使用	・砂を使用	・芦野石(県北部産)を使用	・砂を使用

ては如何ですか。しく生まれ変わる」

杉並木街道は全線にわたり特別史跡等の指 地元住民との調整等、いろいろ問題はあった が、まもなく完成となるところである。 が、まもなく完成となるところである。 が、まもなく完成となるところがあんだ "人 の一生は重荷を負て遠き道をゆくが如し、い の一生は重荷を負て遠き道をゆくが如し、い の一生は重荷を負で遠き道をゆくが如し、い

7

三おわりに





りのもてる道路づくり施策 和歌山県における「きのくに一里塚」整備事業について

和歌山県土木部道路建設課

はじめに

野や高野山をはじめとする豊かな歴史文化に 恵まれている ばれるように森林地域が県土の約八○%を占 半島にあり、 め、平野が少なく山地が多い。気候は温暖で、 ○七万人である。地形は紀州「木の国」と呼 る。県土面積は四、七○○㎞で、人口は約一 和歌山県は、我が国最大の半島である紀伊 Щ 川などの美しい自然や温泉、及び熊 潮岬は本州最南端に位置してい

南北三軸、東西五軸を広域幹線道路として位 リゾート」を地域振興の基本方針として施策 が進められており、その中でも道路整備は、 このような条件の中で、本県は「テクノ&

> 的として実施するものである。 るとともにふるさと振興にも資することを目 特色を受けて、道路を楽しく快適に利用でき 交通機能を整備するだけでなく、親しみとう るおいのある道路環境整備に対する社会的な 置づけ、 ニーズや本県のもつ観光リゾート地としての 「きのくに一里塚モデル事業」は、道路 重点的に整備を進めている。 0

るための計画である の整備方針や配置方針などを総合的に整備す ならびに「地元の活性化のための施設」など である8の字ルートを選定し、目的地までの 「道案内」「周辺の観光案内」「休憩施設_ 内容としては、和歌山県の主要観光ルート

> 四年度に工事施行を予定している。 モデル地区を選定して実施設計を行い、 デル事業基本計画」を作成し、平成三年度で 方建設局及び和歌山県で「きのくに一里塚モ

成

| 一 | 里塚整備の基本的な考え方

一里塚整備の基本方針

(1)

●みやすくわかりやすい道 栽などにより景観に配慮した道づくりや 内標識や案内板の設置を図る。また、植 できるように、見やすくわかりやすい案 づくりを行う。 !転が単調にならないようなアクセント ドライバーがスムーズに目的地に到

●文化を創る道

事業としては、平成二年度に建設省近畿地

地域らしさを感じさせる道

する。 地域の誇りや愛着を感じさせたり、地域性をシンボル的に演出するために、地域の花木を植栽する他、地域の文化、歴史、自然景勝地や地域の特産品などの特性を考慮した空間づくりを演出する道と

情報発信のある道

させる交流スペースづくりや自然とのふ

地域とドライバーとのふれあいを感じ

心にとどまるホットスポットづくりを行れあいを感じさせる空間づくりを行い、

ふるさとのふれあいのある首

ために観光情報や地域情報等の提供を図また、地域との交流や地域の発見を促すなど情報提供機能の充実を図っていく。道路の情報化を進め、道路情報板の設置



(2) 里 |塚の配置の考え方

所 、配置していく。 里 一塚の配置密度は概ね三~五 km に カ

そのうち駐車・ 整備していく。 保するものは、 休憩をとるスペースを確 概ね一五㎞に一ヵ所程度

一里塚の設置場所の考え方

どの対象路線に配地する。 地域の出入口、 駐 プ長が長いところや観光の中心地、 ついては、 草・休憩スペースを設ける一里塚に 主要観光目的地間のトリッ 交差分岐点、 景勝地な 各

等、 を定める 里塚利用に際しての交差点への影響 里塚の設置場所は、 交通安全上の配慮を行い設置位置 見通しの良さや

用地の確保については、

道路用地

の残

とする。

施設規模は概ね二〇〇~五〇〇㎡

程度

地元関係機関と調整を行い、必要に応 元関係機関の地場産品販売所の隣接地 一里塚の機能を高めるため、 買収も行う。 地を活用し、 の設置の他、 必要に応じて新たな用地 新たな整備に際しても 既存の 地

(1)

㎞ごとに整備していくもの 里塚の標準となるもので、 概ね三~五

アみちしるべ

里塚の基本パターンであり、 駐車ス

ースをもたないもの

イぽけっとパーキング 施設規模は、概ね一〇〇㎡程度とする。

の駐車スペースを有するもの 里塚の基本パターンであり、 数台分

)駐車・休憩スペースを有し、立地特性や 拞 サービスの水準によって分類する概ね km ごとに一ヵ所整備していくもの。

特に景勝地に設置し、 ースを有するもの 駐車・ 休憩スペ

施設規模は概ね五〇〇㎡以上とする。

ウみはらしパーキング

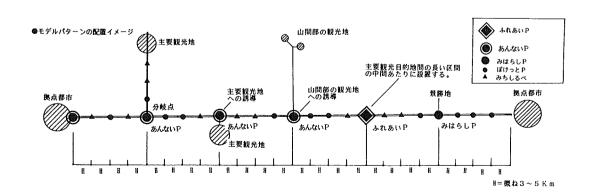
なところに設置し、駐車・休憩スペー 道路案内や観光案内が必要となりそう エあんないパーキング

誘導を行う。

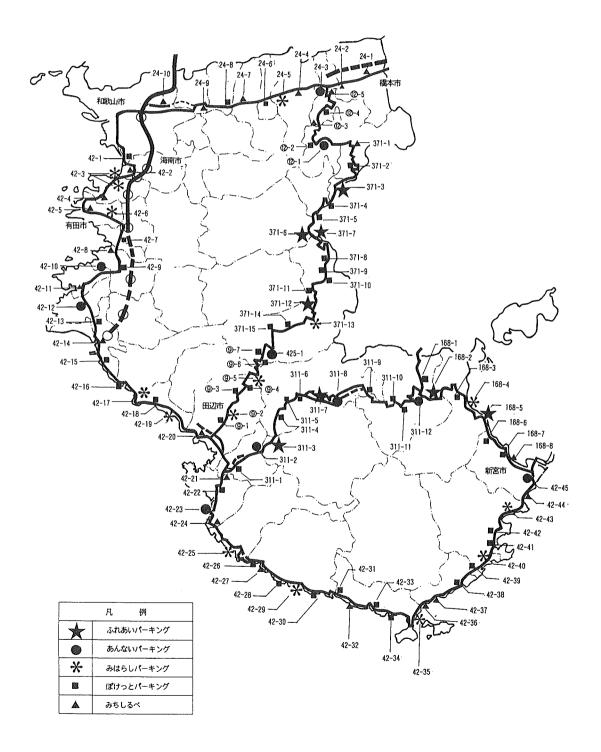
じて地場産品販売所等を隣接地へ立地

= 里塚の配置の考え方

里塚の種類は以下の五種類とし、その配置 0 考え方は図のとおりである。 里塚の種類と配置



和歌山地域みどりの一里塚配置計画図



ものとする。 スを有し、各種情報提供を図っていく

オふれあいパーキング るもの。主に山間町村において整備を 売等を行い、 の提供を行うほか、 休憩がとれるような各種高次サービス 和歌山地域みどりの 施設親模は概ね五〇〇 ーンといえるもので、 地域との交流が可能とな 地場産品の展示即 一里塚の拠点パタ 比較的長時間 m² 以上とする。

施設規模は概ね一〇〇〇㎡以上とする。

図っていく。

種 類毎の整備内容

(2)

設の構成を整理すると次の表のとおりである。 応じた一里塚の整備水準を満足するための施 里 一塚の各種類毎に必要な機能、 役割りに

四 事業主体と維持管理方法について

(1)基本的な考え方

に ストハウスなどの施設整備が望まれるととも ことが重要である。そのため公衆トイレやレ 備するとともに常に快適に利用していただく めには、利用者にとって必要のある施設を整 きのくに一里塚の施設の利用増進を図るた これらの維持管理ならびに円滑な運営が

《モデルパターンと一里塚の整備水準》

	- V. TE. MI V.V.	T-2						
施設	みちしるべ	ぽけっ と P		みはら し P	あんな い P		ふれあ いP	
緑化修景ゾーン	0	0	-	0	0		0	T
シンボル施設								
一里塚の碑	0	0		0	0		0	
モニュメント	Δ	0		0	0		0	Г
シンボル樹	0	0		0	0		0	
案内施設	-							Γ
道路標識	0	0		0	0		0	
道路情報案内板	×	Δ		0	0		0	
観光情報案内板	×	Δ		0	0	-	0	
情報端末機	×	×		Δ	0		0	
駐車・休憩施設								
駐車スペース	×	0		0	0		0	
ベンチ	×	0		0	0		0	
東屋・シェルター	×	Δ		0	0		0	
トイレ	×	×		Δ	0		0	
広場・ポケットパーク	×	×		Δ	Δ		0	
物産販売所	×	×		Δ	Δ		0	
原 5.1						_		
電話box	×	\triangle	4	0	0	4	0	

○原則として整備するもの

×整備しない

◎必ず整備するもの

△必要に応じて整備する

関係機関とのあいだで調整し、 確にしておく必要がある。 するのかを、 ついては、 道路管理者との協力により整備する一里塚に 誰が何を整備し、 道路管理者と地元市町村、 維持管理を分担 管理協定を明

地 元 に快適な休憩施設の確保を図っていく。特に

凡 例:

整備についての考え方

(2)

ア道路管理者が整備するもの

●一里塚の基本機能となるもの、 里塚を

里塚施設の維持管理についての委託を行い常

管理が必要であることから、

地元市町村に

道路管理者ではその対応がなかなか難しい。

このことから地域に密着しての日常の維持

必要不可欠であるが、これらは日常的に清掃 水撤きなどの維持管理を心がける必要があり

などは、

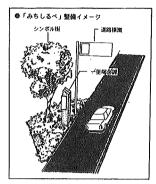
快適な休憩施設を確保するためには

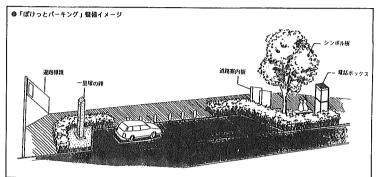
広場、パーキングの清掃、

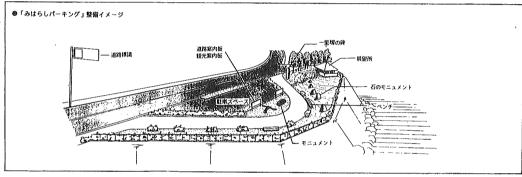
樹木や花木の育成

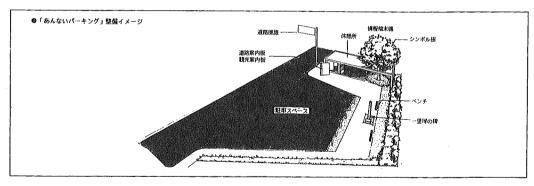
特に、道路管理者が整備する公衆トイレや

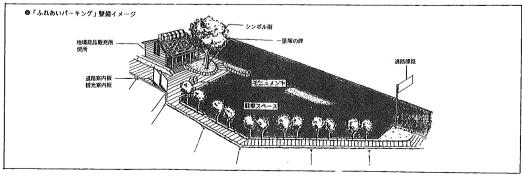
必要である。











管理者が原則として整備する。 シンボルするものについての施設は道路

)施設としては次のものがある。

・一里塚の碑

◆植栽(緑化修景

◆シンボル樹

◆道路標識

◆広場・ポケットパーキング

等

整備が可能なもの

ベンチ、シェルター、 東屋

◆モニュメント

◆情報端末機

イ地元関係機関が整備するものが望ましいも

❤モニュメント

道路占用許可の運用によるもの

◆観光情報案内板

❤四季の草花

◆電話BOX(NTT)

●隣接地で一体として整備するもの

◆地場産品販売所

地域活性化センター 等

(3)

維持管理についての考え方

○一里塚施設の補修については、 補修をおこなうものとする。 が整備した施設は、基本的に道路管理者が 道路管理

○一里塚施設の日常の清掃などの維持管理 行うか、または地元市町村からさらに委託 管理が必要であることから、地元市町村が を受ける地元関係機関が行うものとする。 ついては、地域に密着したかたちでの維持

についても協議が望まれる。

(4) 維持管理のための管理協定の考え方

管理協定を結ぶ対象

管理協定を締結することとする。 基本的に道路管理者と地元市町村との間で 協会、農林漁業組合、自治会などが想定さ をその安定的な維持管理を委託するために れる。)、道路管理者が管理協定を結ぶ対象 と地域の協力によって整備する一里塚では (この場合の地域とは、地元市町村、観光 「ふれあいパーキング」など道路管理

●管理協定を結ぶ時期 能をとることとする がこれら地元関係機関に委託するという形 理についての管理協定を結び、地元市町村 いては、道路管理者は地元市町村と維持管 また、地元観光協会や農林漁業組合など 一里塚施設の維持管理を行う場合にお

> 事業分担などを定めるのと同じく維持管理 関係機関との間で協議を行う必要があるが 画時点より道路管理者と地元市町村、 管理協定を結ぶ時期については、整備計 地元

村とで管理協定を結ぶものとする。 測量までほ段階)で道路管理者と地元市町 決めは、 また、維持管理についての具体的な取り 実施計画時点(実施設計段階用地



施設	名 称	演出の方針(案)	決定の方法	事業主体
対象路線全 域において 統一する施 設	●一里塚の碑 ●シンボルマ 一ク ・道路標識 ・予告案内板	きのくに一里塚としてトータルなイメージを効果的に認識させ、存在をPRするための施設については、対象路線全域において統一感ある施設整備を行っていく。 また、統一感を創出するために素材、様式、形態や色彩などについて統一を図るものとする。	決定の方法については、資料―2を検討の上、定めていく。	道路管理者
各計画地ご とに演出方 針を定める 施設	 ●モニュメント ●シンボル樹 ●ベンチ・東 ●トイレ ●観光路内板 ●道路案メメント ●地場所 電話品情報板 ●宿泊を報板 	各計画地の立地特性などを 考慮しながら、ザインとを 有慮しながたデザインと、 を生かしただがインと、 を生かしただがインと、 を生かしただがインと、 一直路管理者やりなが、 一点路整を施設整備を行った。 と現すをがある。 ※モニュを備をする場合、、デザー、 を表現が整備をする場合、、デザー、	道路管理者及び地 元関係機関の間で 計画地ごとの立地 特性を勘案し、協 議をしながら演出 方針を定めていく	地元関係機関

インを定めるものとする。

●情報端末機

本方針を定める。 一里塚の愛称とテーマ

に表現するために次のような一里塚演出の基 きのくに一里塚としてのイメージを効果的

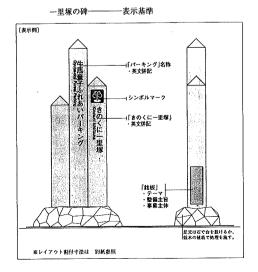
> テー (2)各施設の演出の方針 街道、 海道、 快道

愛 称

五「きのくに一里塚」の演出方針

きのくに一里塚」

演出の一例



道路標識 ———— 表示基準



和歌山県きのくに一里塚モデル事業 牛馬童子ふれあいパーキング

記号類:ピクト・矢印



ふれあいパーキング」 事業実施計画の概要「牛馬童子

(1) 計画地の概要

町大字近露地内の約三、五○○㎡の土地であ一部を形成する国道三一一号沿いの、中辺路宮市を結び、本県の8の字広域観光ルートの宮市を結び、本県の8の字広域観光ルートの

子ふれあいパーキング」とした。
当地区は熊野古道の中でも有名な「牛馬童子」がり、熊野古道の中でも有名な「牛馬童子」がり、熊野古道の中でも有名な「牛馬童子」がのいたり、地場産品販売施設を備えた「きのくにたり、地場産品販売施設を備えた「きのくにたり、地場産品販売施設を備えた「きのくにある。

(2) 事業のねらいと施設内容

① 事業のねらい

能を整備することにより、ドライバーにを整備の狙いは、計画地が田辺市と新宮市を備の狙いは、計画地が田辺市と新宮市を備の狙いは、計画地が田辺市と新宮市をで、田辺・白浜・本宮・新宮・龍神温泉など広域観光ルートなどの道路案内機泉など広域観光ルートなどの道路案内機泉など広域観光ルートなどの道路案内機の狙いは、計画地が田辺市と新宮市

を提供する。快適で親しみとうるおいのある道路環境

としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。としていく。

施設内容と事業主体

ļ		事業種別	事業主体
	○敷地造成	造成工、河川工、法面工、等	
	○施設整備		
	パーキング	アスファルト舗装、照明灯、マーキ ング、排水施設 等	In ett. (,) E
	園路・広場 (県有地分)	豆砂利舗装材、縁石、飛び石、芝生、 低木植栽、シンボル樹、照明灯、ベ ンチ、排水施設、童子の泉 等	和歌山県
	公衆トイレ	RC造トイレ、合併処理浄化槽(トイレ用)	
	その他	一里塚の碑、道路案内板、観光案内板、 計画地内の受水槽、給水槽、電気設備等	
İ	レストハウス	休憩所、自動販売機、浄化槽 等	
	園路・広場 (町有地分)	豆砂利舗装材、緑石、法面緑化 排水施設 等	中辺路町
	その他	計画地までの飲料水供給施設(給水 タンク、給水管)、ごみ箱 等	

(3) 維持管理の方針

営など高度なサービスが望まれる。 木等の闊達な育成、レストハウスの円滑な運公衆トイレや広場などの行き届いた清掃や樹理の考え方は、施設の利用増進を図るために、理の考え方は、施設の利用増進を図るために、

おりとする。の維持管理の基本的な考え方としては次のと中辺路町とで協議を行うものとするが、施設中のののといるが、施設は、一種のためにも今後、整備計画時点より県と

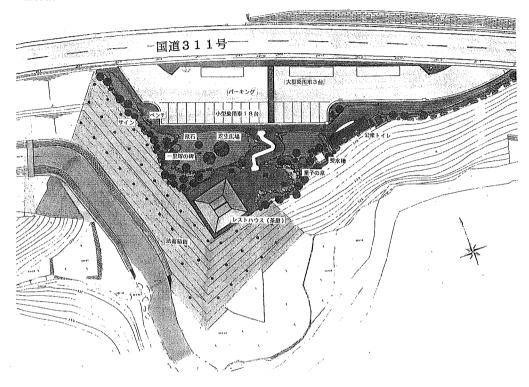
○施設の補修については、各整備主体が補修

○施設の補修以外の日常の管理については中

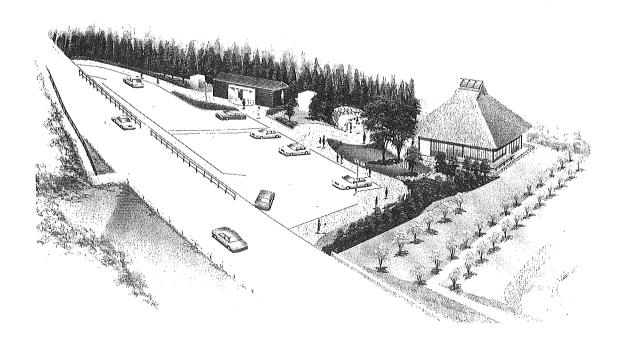
○また、施設の運営にあたっては地域に密着の協力を依頼する。

機関への管理委託契約を行う。を行う場合は、県は中辺路町を通じてこれらを締結する。また、地元関係機関が施設運営いては、県と中辺路町との間で「管理協定」これらの維持管理についての取り決めにつ





完成予想図



今後の有料道路制度のあり方についての 平間答申
 について

建設省道路局道路総務課

にその全文を掲載する において、同諮問に対する中間答申がとりまとめられ、建設大臣に答申されたので、以下 て」諮問がなされ(本誌二月号参照)、道路審議会においては、有料道路部会を中心に、合計 一九回にわたり審議が行なわれてきた。去る六月一五日に開催された第八一回道路審議会 本年一月一六日、 建設大臣から道路審議会に対し、「今後の有料道路制度のあり方につい

中間答申(全文)今後の有料道路制度のあり方についての

有料道路制度の現状と課題

の料金でその償還を行う制度として創設された。金等の借入金を活用して道路を建設し、利用者金等の借入金を活用して道路を建設し、利用者() 有料道路制度は、遅れていた我が国の道路整()

され、全国的なネットワークを形成しつつある。高速道路をはじめとする我が国の幹線道路の整開で成四年五月末現在で、高速自動車国道の五、平成四年五月末現在で、高速自動車国道の五、での活用により、道路の早期整備が推進され、

てきている。 と異なる高度なサービスを提供するようになっとの結果、高速性、快適性といった一般の道路

しかしながら、我が国の道路整備の現状は、といっためには、有料道路制度の活用が今までにあまねく展開していくことが重要である。これらの整備を、財政上の制約下で早急に進めているためには、有料道路制度の活用が今までにあまねく展開していくことが重要である。これらの整備を、財政上の制約下で早急に進めてれらの整備を、財政上の制約下で早急に進めてれらの整備を、財政上の制約下で早急に進めていくためには、有料道路制度の活用が今までにも増して重要である。

をはじめとした地域の多様なニーズに適切に対② 一方、近年の道路整備においては、環境対策

あ。 市部では、用地費が増大しており、地方部では、 市部では、用地費が増大しており、地方部では、 おの整備も重要となってきている。これらのこ なために、当面、多くの交通量を見込めない道 るために、当面、多くの交通量を見込めない道 とから、適正な料金水準の下での採算性の確保 とから、適正な料金水準の下での採算性のでは、 が有料道路制度にとって重大な課題となっている。さ

保算性を確保しながら、ネットワークの拡充 を図るために、これまで、経費節減、有料道路 と一体的に利用される関連道路の整備等の利用 と一体的に利用される関連道路の整備等の利用 と一体的に利用される関連道路の整備等の利用 とれまでの方策だけでは、十分な対応とはなり これまでの方策だけでは、十分な対応とはなり これまでの方策だけでは、十分な対応とはなり

ことも課題となっている。

(4)策に一層努める必要がある 設の拡充等のサービス水準の向上や交通安全対 充、渋滞対策の推進、 ある。また、これと併せて、ネットワークの拡 用者の理解を得られやすい料金制度とするため されるようにするためには、償還制度の運用改 踏まえると、高規格幹線道路等の建設及び管理 の方策について検討し、逐次実施に移す必要が で採算性を確保するための方策や、 善や助成方策の拡充により適正な料金水準の下 を進めるに当たって、有料道路制度が、 これらの有料道路をとりまく現在の諸状況を 利用者の理解と信頼を得ながら、 情報提供の充実、 より一層利 一層活用 休憩施 今後と

| 一 有料道路制度の活用方策

(3)

制度を活用するためには、前述のこれまでの方策続き、社会的コンセンサスの得られる利用者負担を求めつつ、ネットワーク全体を逐次整備していく必要がある。ネットワーク全体を逐次整備していく必要がある。ネットワーク全体を逐次整備していくの要がある。ネットワーク全体を逐次整備していくの要がある。ネットワーク全体を逐次整備していた。適正な料金水準とすることが適当である。適正な料金水準の下で採算性を確保しつつ有料道路で、適正な料金水準の下で採算性を確保しつつ有料道路で、到きでは、道路整備のコストが高くなる中で、引き

がある。 に加え、建設及び管理に際しての一層の経費節減、 に加え、建設及び管理に際しての一層の経費節減、 に加え、建設及び管理に際しての一層の経費節減、

(1) 経費節減と利用の促進の採算性について、慎重に検討する必要がある。なお、具体の事業の実施に際しては、当然、そ

適正な料金水準の下で採算性を確保しつつ有料道路制度を活用するためには、まず有料道路事業主体による自助努力が不可欠である。これまで、交通量に応じた暫定二車線施工の採用、インターチェンジの簡素化等による建設費の節減を行ってきている。引き続き、る管理費の節減を行ってきている。引き続き、これらの諸方策を強力に推進するとともに、技や開発の成果の一層の活用による経費節減に努める必要がある。

も努める必要がある。

広報の充実等の有料道路の利用促進策の推進に

路の整備、インターチェンジ周辺の開発整備、
また、有料道路と一体的に利用される関連道

(2) 用地費の取扱い

制約下で、道路の早期整備を図るために、借① 有料道路制度は、前述のとおり、財政上の

検討課題とされるところである。 かが、本審議会においても従来より議論され に料金負担を求めることが適当であるかどう 設として機能しうる状態が維持されているも のであることから、 が償還を終えて無料開放されるときにおいて 等の総費用とされている。用地は、有料道路 経費は、用地費を含む建設費、管理費、 者の料金により償うべき費用、 で、その償還を行うという制度であり、 入金を活用して道路を建設し、利用者の料金 現存するばかりでなく、 用地費について、利用者 そのまま道路施 即ち償還対象 利用 利息

て、 題である。)や、 いこととする方策(この場合でも、用地費相 ている償還期間内の償還対象経費には含めな 料道路制度を活用するためには、用地費につ 公的助成のあり方は、 めることとなるが、これに対する国、 以降の一定期間内で、 当額については、現在運用している償還期間 の場合、 いての負担軽減策を検討する必要がある。こ 適正な料金水準の下で採算性を確保しつつ有 今後、 囯 用地費相当額について、現在運用し 地方の公的助成を行うこと等が考え 道路整備のコストが高くなる中で、 用地に係る利子相当額につい 引き続き検討すべき課 利用者に料金負担を求 地方の

- (3) 償還期間の延長
- ① 償還期間については、社会経済情報の変動の () 償還期間については、社会経済情報の変動のリスク等を勘案し、現在、三〇年を基本をして運用している。しかし、近年では、交として運用している。しかし、近年では、交通量の予測精度も向上してきていることから道路整備のコストが高くなる中で、適正な料金水準の下で採算性を確保しつつ有料道路制金水準の下で採算性を確保しつつ有料道路制にも資するために、償還期間の延長については、社会経済情報の変動検討する必要がある。
- ② 一方、償還期間の延長については、その時の一方、償還期間の延長については、その時の一方、償還期間の延長については、その時のである。

2

界があること及び採算面の不確実性が増大す路及び多額の事業費を要する大規模な一般有料道路について、ネットワークの充実、地域の動向等による交通量の見通しや全体事業費の見通しを踏まえ、それぞれの道路の実情に応じて、採算面の不確実性への影響を慎重に応じて、採算面の不確実性への影響を慎重に応じて、採算面の不確実性への影響を慎重に応じて、採算面の不確実性への影響を慎重に応じて、採算面の不確実性への影響を慎重になる場合、その料金水準への低減効果には限する場合、その料金水準への低減効果には限する場合、その料金水準への低減効果には限する場合、その料金水準への低減効果には限力を表する場合、

- 程度を検討することも考えられる。 測精度の一層の向上により、将来は、一〇年が、今後のネットワークの充実や交通量の予当面、五年程度を検討することが考えられる。
- 事業区分の見直しによる一般道路事業の活用

① 高速自動車国道等の整備により、沿線地域の 高速自動車国道等の整備により、都市の諸機能が地域開発効果を享受したり、都市の諸機能が地域開発効果を享受したり、都市の諸機能

ことを検討する必要がある。ことを検討する必要がある。ことを検討する必要がある。ことから、その整備について、接続する道路との事業区分の整備について、接続する道路との事業区分を見直すなどにより一般道路事業を活用することを検討する必要がある。

② 都市高速道路の整備に伴い必要となる一般では、
をの制度創設時に想定していた構造形式が大
をの制度創設時に想定していた構造形式が大
との制度創設時に想定していた構造形式が大
との制度創設時に想定していた構造形式が大
のも、
のは、
のは、
のも、
のも、
のも、
のも、
のも、
のも、
のは、
の

都市高速道路の用地については、土地の有

られる。

がある。 地方公共団体の協力を得て、都市高速道路と しての用地買収を少なくする工夫を行う必要 がある。都市高速道路としての用地買収が必 要となる場合にも、都市高速道路の本来の道 路管理者である地方公共団体の道路事業と一 体となって整備を進めることを検討する必共 がある。

(1)

各種有料道路の一体的利用への対応

設費を要する構造が必要となる場合には、 化に対応して、 道路については、 等の公的助成を充実する必要がある。都市高速 低減等国 料道路制度を活用するため、これまで、高速自 3 の協力も得てこれに応えることも考えられる。 ところである。 動車国道及び本州四国連絡道路の資金コストの 適正な料金水準の下で採算性を確保しつつ有 出資金、利子補給金等公的助成の充実 期整備の要請に応えるために、 地取得について検討する必要がある。 による用地の先行取得等地方の協力を得た用 地方公共団体からの高速自動車国道等の早 地方の公的助成の拡充に努めてきた 今後とも、 例えば地下構造等特に多額の建 地域のニーズの高度化、多様 出資金、利子補給金 土地開発公社 地方

(5)

1

車種区分及び車種間料金比率の統一化

三 料金制度のあり方

いく必要がある。とするため、以下の諸点について、改善を図ってとするため、以下の諸点について、改善を図って

多く見込まれることから、原則として、高速 ついては、 車国道に接続する道路及び高規格幹線道路に 至っている。 する観点から五車種区分に変更され、 著しい改良を背景に、より負担の公平を確保 分に簡素化することとされた。高速自動車国 地 車 0) 道については、平成元年に、料金徴収機械の から、 種間の負担の公平をできる限り確保する見 合理化と利用者サービスの向上を図りつつ、 般有料道路の車種区分は、 昭和四八年に、原則として三車種区 高速自動車国道との一体的利用が 一般有料道路のうち、 料金徴収業務 高速自動 現在に

> ある。 は本とすることが適当である。この場合、供比率とすることが適当である。この場合、供比率とすることが適当である。この場合、供

二度にわたる割引拡充によりようやく定着し 動車道の供用開始から間がなく、 とされている。これについては、 本審議会において、 ことから、 に、高速自動車国道の車種区分が変更された 四車種を原則としている。 の保有率が高いことから、軽自動車を加えて を基本として、周辺地域において、 当時の高速自動車国道の車種区分(三車種) ないためにも、車種判別装置と連動した料金 収受システムの開発導入状況をも勘案しなが 料金所における利用者サービスの悪化を招か れるが、都市高速道路の車種区分のあり方は 観点からは、車種区分を増やすことが考えら は、 効率的に行い、大量交通の円滑な処理による 利用者サービスの向上を図るため、車種区分 本州四国連絡道路の車種区分は、その設定 都市高速道路については、料金徴収手続を 、二車種と簡素化している。負担の公平の 今後、引き続き検討すべき課題である。 本州四国連絡道路の車種区分は、 引き続き検討すべき課題 その後、 その料金は 瀬戸中央自 軽自動車 平成元年

である。 一でなく、なお、引き続き検討すべき課題 お金改定を伴う車種区分の変更を行うことは である。

② 一体的な料金徴収の推進

善に努める必要がある。 善に努める必要がある。 善に努める必要がある。 善に努める必要がある。 善に努める必要がある。 善に努める必要がある。 善に努める必要がある。 善に努める必要がある。

③ カードシステムの導入の推進

後、更にプリペイドカードの共通利用を推 近年の経済社会のキャッシュレス化の進 自動車国道を中心として、プリペイドカー 自動車国道を中心として、プリペイドカー 自動車国道を中心として、プリペイドカー をでは高速自動 をでは高速自動 をでは高速自動 をでは高速自動 をでは高速自動 をでは高速自動 をでは高速自動

> がある。 イドカード収受機の導入を逐次進める必要進するため、各公団において、共通のプリペ

進める必要がある。 ードの有料道路への導入についても検討を 現在、広く使用されているクレジットカロ クレジットカードの導入の検討

ても研究を進める必要がある。ストップ型のリモートカードの導入についめに、カードの受け渡しの必要がないノンめに、カードの受け渡しの必要がないノンリモートカードの導入の研究

(2) 別納制度の見直し

高速自動車国道に係る別納制度は、大口利用者の定着及び大量利用の促進を図るため、昭和四一年からは、割引制度として導入され、三八年に、割引なしの後納制度とし、その後、割明率の引上げや利用額に応じた割引区分の見直しているが、別納制度における大口の利用者のしているが、別納制度における大口の利用者のしているが、別納制度における大口の利用者のが問題となっている。

更を含めて、割引内容の見直しを検討する必要等を考慮し、大口の利用者に対する割引率の変別納制度については、他の割引制度との均衡

がある。

(3)

身体障害者割引制度の見直し

① 現行の身体障害者割引制度は、肢体不自由者が自ら自動車を運転する場合には、身体的苦痛や疲労が著しいため、交通混雑の激しい一般道路を回避して走行条件の良い有料道路を利用することが相当程度余儀なくされている実情にかんがみ、その社会経済的自立を阻むことのないよう、有料道路の通行料金を特別に割引くこととしているものである。なお、この措置の導入に当たっては、肢体不自由者が走行条件の良い有料道路を通行することが交通安全対策上も望ましいとの判断も加わっている。

近年、内部障害者等肢体不自由者以外の身体障害者が自ら運転する場合、身体障害者や精神薄弱者の介護者が運転する場合等をも割制対象とすべきであるという割引制度の適用

行の割引制度の趣旨を踏まえつつ、道路交通て、検討を加える必要がある。この場合、現められる障害者福祉に関する社会情勢の変化の一〇年(一九八三~一九九二年)」宣言等にの一〇年(一九八三~一九九二年)」宣言等に

イ 内部障害者等肢体不自由者以外の身体障 ともに、料金の割引を負担することとなる他 ともに、料金の割引を負担することとなる他 を割引措置の対象とすることについて、具体 的な適用要件を含め、検討する必要がある。 なお、介護者が運転する場合については、介なお、介護者が運転する場合については、介 なお、介護者が運転する場合については、介 なお、介護者が運転する場合については、介 なお、介護者が運転するとしている。

4 都市高速道路の料金圏のあり方

1

都市高速道路においては、

増加すること

大きくなること大きくなること大きくなることが困難であり、仮に入手できたとしがのスペースが増加するが、これを入手すがのスペースが増加するが、これを入手すがのが、からできたとしが、がのでは、大きくなること

口

神東圏と阪神西圏のそれぞれ二つの圏域に区道路は東京圏と神奈川圏、阪神高速道路は阪る。その料金圏については、現在、首都高速などの理由により、均一料金制を採用してい

分している。その理由は

害者が自ら運転する場合

れぞれの圏内交通の比重が高いこと圏それぞれに固有のネットワークがあり、そ圏が形成されており、神奈川圏及び阪神西

などによるものである。一両の利用距離より長いこと

口

平均的な利用距離が一方のみを利用する車

二つの料金圏を連続して利用する車両の

(5)

離に著しい長短が生ずる。都市高速道路につめるとすると、同一料金圏内における利用距進められている。これらを現行の料金圏に含めるとすると、同一料金圏内における利用距があるとすると、同一料金圏内における利用距があるとすると、同一料金圏内における利用距があるとすると、同一料金圏内における利用距があるとすると、同一料金圏内における利用距離のでは、それぞれ、東京外郭環をは著しい長短が生ずる。都市高速道路の関連を関係を関係を表している。

設定することを検討する必要がある。は、現行の料金圏とは分離して別途の料金を妥当であるが、これらのような路線についてサービスの向上等の観点から、均一料金制がいては、大量交通の円滑な処理による利用者

では、、料金負担の一層の公平性を確保するために、この他にも、現行の都市高速道路のために、この他にも、現行の都市高速道路のク効果の減殺、新たな料金徴収施設のための問題点を十分に踏まえ、さらに、ノンストの問題点を十分に踏まえ、さらに、ノンストの問題点を十分に踏まえ、さらに、ノンストの問題点を十分に踏まえ、さらに、ノンストの問題点を十分に踏まえ、さらに、ノンストの問題点を十分に踏まえ、さらに、ノンストの問題点を十分に踏まえ、さらに、ノンストの問題点を十分に踏まえ、さらに、カースを表している。

を有していること(都市高速道路)、又は、車専用道路網を構成し、交通上密接な関連こと(高速自動車国道)、大都市圏内の自動のであって同質の機能、目的を有しているイ 全国的な枢要自動車交通網を形成するも

有していること(本州四国連絡道路、一般有料道路)から、料金の水準、徴収期間に有していること(本州四国連絡道路、一般共通性、代替性という交通上密接な関連を共通性、代替性という交通上密接な関連を

する必要があること の公平を欠くことになるので、これを回避 施時期の違いにより、料金の水準や徴収期 施時期の違いにより、料金の水準や徴収期

せて、 次のような対応により、理解を得られやすい ットワークの拡大に伴う料金改定に際して、 都高速道路及び阪神高速道路については、 りつつ、前述の有料道路制度の活用方策と併 動車国道における内部補助の適正な運用を図 大きく貢献してきている。今後とも、 等により、ネットワーク全体の段階的整備に ともに、 採用により、利用者負担の公平を確保すると から採用されているものである。プール制の ? 拡大が見込まれる高速自動車国道並びに首 今後ともプールの対象となるネットワーク 業の安定的な活用を図る必要があること 借入金の償還を円滑に行い、有料道路事 プール制を活用していく必要がある。 先発路線の利益の後発路線への還元 高速自 ネ

知し、理解促進を図る。 らのプール制の意義について、利用者に周イ 公聴会を的確に実施する等により、これ

料金水準とする。 当たり国民所得の伸び)に配慮して適正な 昇や利用者の負担力の上昇(例えば、一人の下で整備の推進が図られるよう、物価上

(6) 高速自動車国道の車種間料金比率の暫定措置

の解消

を緩和する措置を解消していく必要がある。 を緩和する措置を解消していく必要がある。 を緩和する措置を行うことが たが、同時に、実際の運用に当たっては必要に たが、同時に、実際の運用に当たっては必要に でし段階的に激変を緩和する措置を行うことが 応じ段階的に激変を緩和する措置を行うことが が、同時に、実際の運用に当たっては必要に いるが、既に相当の期間が経過しており、激変 には必要に いるが、既に相当の期間が経過しており、激変 を緩和する措置を解消していく必要がある。

方 四 高規格幹線道路等の整備と管理のあり

2

り、これまで述べてきた方策に加え、次の点に留るため、高規格幹線道路等の整備推進が必要であ分散型国土の形成、地域社会の活性化等を実現す二一世紀に向けて、東京一極集中の是正、多極

ものとするように努める必要がある。

(1) 一般国道の自動車専用道路 (二、三〇〇km) 意する必要がある。

0

整備と管理のあり方

1 も留意して、 料道路制度の活用が困難な区間があることに な道路の中には、その利用状況からみて、 望ましい。 整備が要請されていることから、原則として れている。このため、合併施行の活用等によ 有料道路制度を活用して整備を行うこととさ ワークを構成し、利用者に同様の高速交通サ において、高速自動車国道と連続したネット 高規格幹線道路については、 ・ビスを提供するものであり、更に、 一般国道の自動車専用道路として整備する 有料道路制度を活用して整備することが なお、 整備を進める必要がある。 地域の活性化にとって重要 本審議会の答申 早急な 有

る。

では、同一の路線において複数の道路管理時における迅速な対応ができるように、管理時における迅速な対応ができるように、管理時における迅速な対応ができるように、発力を変して、同一の路線において複数の道路管理

て決せられることが基本であるが、本審議会路であるため、償還主義及び便益主義によっ幹線道路の料金水準については、一般有料道② 一般国道の自動車専用道路としての高規格

ることが望ましい。とから、高速自動車国道との整合性を持たせの高速交通サービスを提供するものであるこの答申にあるように、高速自動車国道と同様

車専用道路を高速自動車国道として組み入れる 車専用道路を高速自動車国道として組み入れる 車専用道路を高速自動車再道路を活用した高速自動車国道の整備の進展にあわせ、当該自動 車専用道路を高速自動車国道を発行して整備する場合に に、高速自動車国道を整備するほどの交通需要 が見込めない区間については、高速自動車国道 をの一般国道の自動車専用道路に加えて、新た に、高速自動車国道を整備するほどの交通需要 が見込めない区間については、高速自動車国道 をの一般国道の自動車専用道路を活用した高速自動車国道 が見込めない区間については、高速自動車国道 をの一般国道の自動車専用道路を活用した高速自 動車国道の整備の進展にあわせ、当該自動 車専用道路を高速自動車国道として組み入れる

(3)

渋滞対策による利用者サービスの向上

ことが望ましい。

今後の検討課題

(4)

(2)

高規格幹線道路や都市高速道路については、 (遺別間満了後であっても、常に高いサービス 水準を維持するために、多額の維持管理費を要する。一方、現行法上、一般有料道路等については、維持管理に特に多額の費用を要するなどの場合には、償還期間満了後も料金を徴収することができるという制度もある。これらを踏まえ、高規格幹線道路や都市高速道路の償還期間 、高規格幹線道路や都市高速道路の償還期間 、高規格幹線道路や都市高速道路のので、他の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、 の道路を利用する場合との負担の公平の確保、

冬期道路交通問題懇談会の提言について

安心と活力のある雪国をつくるために 安全で信頼性の高い冬期モビリティ確保を―

建設省道路局企画課道路防災対策室

はじめに

本期の道路交通の確保に関する施策は、昭和三一年に制定された「積雪寒冷特別地域における道 を明和三二年に策定された第一次五箇年計画以 来三五年間にわたって実施されてきた雪寒事業は、 ので、昭和三二年に策定された第一次五箇年計画以 来三五年間にわたって実施されてきた雪寒事業は、 をの間、雪国においては、都市人口の拡大、サ その間、雪国においては、都市人口の拡大、サ で、個々の世帯の雪に対する対応力の低下が進むとともに、近年の全般的な労働力不足にともな むとともに、近年の全般的な労働力不足にともな なとともに、近年の全般的な労働力不足にともな なとともに、近年の全般的な労働力不足にともな

一方で、モータリゼーションの進展等により冬でも夏と変わらない生活が一般化しつつあるほか、でも夏と変わらない生活が一般化しつつあるほか、さらに、多極分散型国土の形成の担い手として、さらに、多極分散型国土の形成の担い手として、全国の約六割の面積を占め、美しい自然や豊かな全国の約六割の面積を占め、美しい自然や豊かな全国の約六割の面積を占め、美しい自然や豊かなながでもで、雪国と雪国における冬期道路で通り巻く状況は大きく変化している。

置し、検討を進めてきた。ことから、今般、「冬期道路交通問題懇談会」を設対策の必要性を含め幅広く検討する必要が生じため、今後の冬期道路交通の確保に関して、新たなめ、今後の冬期道路交通の確保に関して、新たな

本懇談会は、学識経験者や各界にわたる有識者

たものであるが、このたび、検討の結果を「提言」を委員として構成され、平成四年二月に設置され

一 冬期道路交通問題懇談会

としてとりまとめた。

懇談会開催経緯

提	第三	第二	第一	
言	П		口	開
平成	平战	平成	平成	催
成四年六月二五日	成四年五月二八日	成四年三月三一日	成四年二月七日	状
六	- 五月	盲	- 二	況
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	二,	=======================================	七日	
日	日	日		
官道報路	言冬 (期	冬期	雪国	
告局	案道)路	の当	国の現状	
提出	一定変	冬期の道路交通の	状し	議
及び	が問題	通の	と課題	題
	懇談	現	123	咫
政政	会	状と課		
次	提	題		

2 冬期道路交通問題懇談会メンバ

地方懇 話会名

北海道

東 北

北 陸

関 東

中 部

近 畿

玉 中

開催地

札幌市

秋田市

新潟市

名古屋

豊岡市

大阪市

鳥取県

三朝町

鳥取市

市

開催日

第1回 3月9日

第2回

5月13日

(議題)

		委		委員長
		貝		長
小田	大塚	安藤		市原
貞夫	久郎	哲郎		薫
NHK文化研究所主幹研	新井市長	網走市長	委員会委員長	他日本道路協会交通工学
中村		中井		柴田
公英		和子		光栄
株)	イ	中	表	(株)

	二学
	柴田 光栄
長又帝安	㈱モアクリエーション代

-井建築研究所環境デザ

丸山	堀井	福田	中村	
彦	望	正	公英	
長岡科学技術大学教授	北陸経済連合会専務理事	東北大学教授	㈱中三代表取締役社長	イン室長

杵淵 佐々木

北

海道観光連盟

理

事

部事務所長

藪内

博文

日本通 支店長

運常務取締役東北

誠三 秀幸

青森市長

和 \blacksquare

惇

社雪センター

理 事 加

北海道大学教授

究委員

地 来

恒 照 夫 俊

紐日本自動車連盟新潟支

②地方生活のセキュリティ(生 活の安定・緊急医療など)を 確保する道づくり ③北国のまちづくりのための道 づくり 第1回 〔議題〕 3月24日 ①地域コミュニティによる雪寒 第2回 ②地域振興のための雪対策 5月12日 ③高齢化への対応 第1回 「議題〕 3月12日 女性・子供の目から見た雪国の 第2回 道路の在り方 5月25日 第1回 (議題) 3月17日 ①車道除雪のレベルアップ 第2回 ②歩道除雪の拡充 5月22日 ③除雪等、労働力確保の困難化 第1回 〔議題〕 3月27日 ①雪国の社会と道路交通の現状 ②地域振興のための雪寒対策 第2回 ③非雪国から見た雪国の在り方 4月27日 ④雪に関する情報の充実 第1回 〔議題〕 3月26日 ①雪寒地域と非雪寒地域を往来 するドライバーへの雪情報提 第2回 供の必要性 5月28日 ②高齢化への対応

主要議題

北国の冬みち対策を考える

①北国の産業振興、観光レクリ

エーションを支援する道づくり

3 冬期道路交通問題地方懇話

0)

定し、 ず御議論いただくテー 伺うため、 ?城のあり方等について具体的かつ幅広い意見を 地方における現状や、 を開催した。 議論に直接関係する立場の有識者にも御 各地域で「冬期道路交通問題地方懇話 特に地域の現状等を踏まえ、 マを「主要課題」として設 個別の課題、 これから

必

地

道路交通問題懇談会に報告して提言に反映させた。 地方懇話会での意見はとりまとめのうえ、

冬期

加いただいた。

提言

基本的認識

雪国社会の変化と今後の雪国の果たすべき

1 (1)世 弱であること、 界の わ が国は国 中で日本が果たすべき役割 土の地形地質がきわめて脆 火山活動が活発で地震も

極寒地帯など自然条件の厳しい地域があ ケーンの常襲地帯、 砂漠などの著しい乾燥地帯や台風やハ ことなどいろいろな自然条件からみて最 多いこと、豪雨豪雪にいつもみまわれる 克服するため多くの防災上の技術やノウ も厳しい災害国の一つであるが、これを ウを蓄積してきた。 氷点下何十度という 世界のなかには、 1)

りここでも多くの人々が生活や経済活動を続けている。これらの地域に対してわまり責献してきているが、とりわけ降雪は雪についてはわが国の雪国は世界のどの国にもまして厳しい環境下にあり、この中で種々の雪氷技術やノウハウを蓄積しながら、活発な活動を続けている。しながら、活発な活動を続けている。

(2) 近年、わが国がアメリカやEC諸国とともに世界経済の三極の一つを構成するにどに経済的に大きく成長する過程においてあらゆる機能の東京圏への一極集中いてあらゆる機能の東京圏への一極集中いであらが進んだ結果、東京圏域は、もろもろの限界に近づきつつあるのではないかとの限界に近づきつつあるのではないかとの限界に近づきつつあるのではないかとの限界に近づきつつあるのではないかとのいまがある。このためには国土面積のが当から多極的な構造への大きな転換が求められている。このためには国土面積のが当から多極的な構造への大きな転換が求められている。このためには国土面積の大割を占める雪国が今後一層大きく発展していく必要がある。

貢献できる国づくりを目指していくためい地域への技術的支援などにより世界に国民一人一人の自由で豊かな生活の営み国民一人一人の自由で豊かな生活の営みの減少などの状況の変化に対応して、

ならない。
ならない。
ならない。
ならない。
ならない。

豊かにしていく必要がある。件や、高齢化などの社会条件を克服し、件や、高齢化などの社会条件を克服し、件ので美しい自然に恵まれた環境のもとで豊富な資源を活用して人々の暮らしを

であった。

(1) 日本の雪国は、わが国全土の約六割を占める広大な地域であるが、豪雪地帯であったこと等により、明治以降わが国があったこと等により、明治以降わが国がな可住地などが多く、これらがわが国がな可住地などが多く、これらがわが国がな可住地などが多く、これらがわが国がな可住地などが多く、これらがわが国がない。

源を有効に活用していく必要がある。人口が集中して、土地、水資源、環境なっていることから、引き続き安定的な経が成長を続け多極的な国土構造を形成するためには、今後、雪国がもつ豊かな資るためには、今後、雪国がもつ豊かな資

儀なくされたいわば「閉ざされた地域」場が交通遮断のため、独立的な生活を余かつては、冬期においてはそれぞれの地かつては、冬期においてはそれぞれの地のが、場が国の雪国は世界でも類を見ない多

その後昭和三〇年代以降冬期道路交通 が確保されるようになると、地域間が相 互に結ばれ、広域的な交流が始まるなど、 いわば「開かれた地域」に変貌しつつあ るところである。ところが、近年、人口 の停滞、高齢化の進行などが顕著で太平 が確保により経済活動の活性化や リティの確保により経済活動の活性化や サティの確保により経済活動の活性化や 立のため、今後さらに豊かで多様なモビ リティの確保により経済活動の活性化や すんの振興、生活の快適度の向上などを なものにしていく新たな施策の展開が可 なものにしていく新たな施策の展開が可 なものにしていく新たな施策の展開が可 なものにしていく新たな施策の展開が可 なものにしていく新たな施策の展開が可 なものにしていく新たな施策の展開が可 なものにしていく新たな施策の展開が可

を図り、多極的な国土構造を形成していくどを資源として活用しながら雪国の振興質の高い水資源や自然に恵まれた環境ないくためには雪国の豊かな土地、豊富で、おが国が今後安定的に発展して

必要がある。さらに、雪国はその豊かでに有効に活用して、国民すべてが季節をに有効に活用して、国民すべてが季節をに有効に活用して、国民すべてが季節をに行うことのできる場を提供する必要がある。このことにより、今後さらに進むある。このことにより、今後さらに進むある。このことにより、今後さらに進むある。このことにより、今後さらに進むある。このことにより、今後さらに進むでである。

ていくものと考えられる。 これまでになく強化される方向に推移し際社会における近隣諸国との相互関係は際 が変化に見られるように、今後の国

これはアジアにおける日本に関しても 同様であり、近年活発化しているアジア 「ニーズ」諸国との交流にとどまらず、 まなレベルでの本格的な交流がわが国に とって重要なものとなることが予想され、 とって重要なものとなることが予想され、 とって重要なものとなることが予想され、 まなレベルでの本格的な交流がわが国に とって重要なものとなることが引いる この交流を担う拠点として日本海側の雪 また、わが国の雪国は東アジア地域に

も期待される。も期待される。も期待される。とができる恵まれた地域ーツを楽しむことができる恵まれた地域の一つである。これを利用した外国からの一つである。これを利用した外国からの観光の動きも出ており、今後国際的な

3 雪国社会の変化と課題

(1) 都市人口の拡大、サラリーマン化の進展、核家族化、高齢化の進行等によって個々の世帯の雪に対する対応力が低下し個々の世帯の雪に対する対応力が低下しる。とくに高齢化は全国平均を上回る割合で進行している。また、市街地のる割合で進行している。また、市街地のる割合で進行している。また、市街地のる割合で進行している。また、市街地の金割合で進行している。また、市街地の金割合で進行している。また、市街地の金割合で進行している。また、市街地の進行している。また、市街地の進行している。また、市街地の地域で

必需物資に関しても冬期のストックをつ的に活性化するとともに、食品など生活業、水産加工あるいは製造業などが通年業、水産加工あるいは製造業などが通年の生産、畜産、酪農、漁経済活動や生活が一般化しつつある。す

構造が広域化し、強まりつつある。拡大に見られるように地域間の相互依存でも地域間相互の連携が進み、通勤圏のまた、ものの輸送や人の移動などの点

かわらない方向に変化している。

生活のスタイルは冬期においても夏期とくらず、必要に応じて随時購入するなど

(4) 従前、積雪地域においては冬期におけ(4) 従前、積雪地域において社会の仕組みる余剰労働力を前提として社会の仕組みおり、雪寒対策についても今までのようおり、雪寒対策についても今までのように作業力に頼る対策は次第に困難となるに作業力に頼る対策は次第に困難となるものと思われる。

対する対応力の低下が懸念されるところ等異常気象時の対応といった面でも雪に経験が薄れつつある。技術の継承や豪雪を繋が薄れつつある。技術の継承や豪雪をいった直でも雪においても雪に対する知識、

である。

II 今後の冬期道路交通の確保に関する考え方 安心と活力のある雪国をつくるために 確保を一 安全で信頼性の高い冬期モビリティ

1 路の冬期モビリティの確保 全国的な交流の拡大に対応できる幹線道

要がある 道路の冬期モビリティの確保をすすめる必 人も容易に雪国にアクセスできるよう幹線 期待される。このため、雪国居住者以外の よってさらに雪国の振興が加速することが るものと考えられる。また、交流の拡大に する全国的な規模の交流がますます拡大す や資源の活用がすすむにつれ、雪国に関連 成や国民の豊かな生活のための雪国の自然 雪国の振興による多極的な国土構造の形

安心の確保のためにも極めて重要である。 経済を支える最も根幹的な役割を担ってお の出荷、 雪につよい地域づくりの推進 幹線道路は、生活必需品の輸送、 この施策の充実は雪国における生活の 観光客の入込みなど雪国の生活と 生産物

は 安心して生活できる雪国をつくるために 幹線道路に加えて、これとネットワー

2

がある。 い地域づくりのための施策をすすめる必要 やコミュニティに対する支援を強め雪に強 地方公共団体の果たすべき役割が大きくな には、 寒対策を行うことが必要である。このため ってくる。また、地域住民の主体的な参加 ュニティに至るまで、 クを構成する幹線道路から生活道路やコミ 協力が不可欠であるため、地方公共団体 きめの細かい雪対策が必要であり、 一体的・体系的な雪

3 保 人にやさしい豊かな歩行モビリティの確

実情に応じた質の高い歩行者空間の確保に も努める必要がある。 や女性の社会進出を支援するため、 ては確保を急ぐ必要がある。また、高齢者 生活において頻繁に利用される区間につい 保する必要がある。とくに通学路など日常 ている歩行者空間をネットワークとして確 のため、車道に比較して相対的に立ち遅れ 冬期における歩行者のモビリティの確保 地域の

恒久的な施策による道路の雪寒対策 「都市構造」や「道路構造」など構造的

寒対策を除雪などの作業に頼ることとして いたのでは、今後のランニングコストの負 今後の労働力不足等の状況のもとでは雪

> 造 が求められる。 必要としない恒久的な施策をすすめること なるおそれがある。このため、対策の一層 雪寒対策の水準の向上を図ることが困難 担に耐えられなくなるおそれがあるほか、 の効率化を図るとともに、雪に強い道路構 都市構造の整備などできるだけ人手を

提言本文

前文

防雪、 役割を果たしてきた。 確保し、生活と経済を支える上で、極めて大きな 実施されてきた雪寒事業は雪国の冬期道路交通を 施されてきたところであり、三十有余年にわたって 通の確保に関する特別措置法」に基づく、除雪、 に制定された「積雪寒冷特別地域における道路交 雪国における冬期道路交通対策は、昭和三一年 凍雪害の防止等の雪寒事業を中心として実

が必要である。 って信頼できる冬期道路交通の確保を図り、安心 策を考えるにしても何にもまして重要な課題であ して生活できる活力ある雪国づくりを目指すこと 道路交通の確保は雪寒地域においていかなる施 今後とも引き続き雪寒施策の拡充、強化によ

実施すべき冬期道路交通確保のための施

策

積雪期に対応する道路構造と するための改良事業の実施 冬期において改良済となっていない道路

豊かな国民生活に寄与するため、幹線交観光等の資源をすべての国民に提供し、雪国の地域振興によって多極的な国土

(1)

以下に提示する。

今後早急に実施すべき主要な施策につい

7

通の確保を図る必要がある。

① 信頼性の高い幹線交通を確保するために、新たに積雪期における交通の状況と道路の構造を反映した冬期における改良率や冬期における整備率という

もちろん、

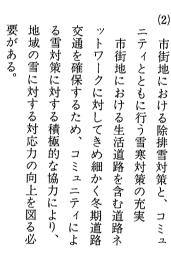
夏期においても休憩施設等

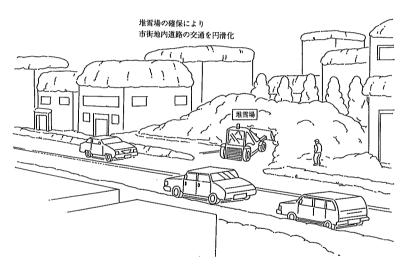
| 堆雪幅 | 堆雪幅 | 堆雪幅 |

期にチェーン着脱が容易であることはどの冬期道路交通のネック箇所の解消どの冬期道路交通のネック箇所の解消とのを期道路交通のネック箇所の解消とのを対している。

雪施設の整備、 路構造の改善、 る必要がある。 慮すべきである。 として多様な利用が可能となるよう配 冬期交通不能区間の解消をすすめ、 このため、

3 等を促進すべきである。 冬期におけるネットワークの充実を図 スノーシェッド等の防 山越え道のトンネル化 線形など道





市街地内の幅員の狭い道路

1 とするなど夏期における利用方策につ ドライバーのためのオープンスペース 保することが効果的である。 ていくべきである。とくに道路沿道に ついては、夏期においては地域住民や 運搬排雪の強化が必要である。 十分な拡幅除雪ができないところでは ても十分配慮する必要がある。 定間隔をもって小規模な堆雪場を確 市街地等において幅員狭小等により 今後とも堆雪場を積極的に確保し 堆雪場に

機械、 主体的に雪寒対策を行うことを支援す 路の除排雪に対し、 排雪の充実を図るべきである。このた る施策を実施すべきである。 地域住民が中心となって実施する除 新たにコミュニティによる生活道 堆雪場の整備など、 流雪溝や小型除雪 地域住民が

(3)の創出 安全で快適な歩行者空間ネットワーク

確保されていない。 まだ不十分であり、 もかかわらず、歩行者空間の確保はまだ 減少して歩行者が増加する傾向があるに 雪国においては、 日常生活において頻繁に利用さ 従って、 冬期に二輪車利用が 安全な歩行者空間が とくに通学

施 策(2)①

堆雪場の確保

を連続的に確保しネットワーク化を図る ける信号機や道路標識、道路標示の視認 会進出を支援する観点から地域の実情に れる路線を中心として早急に歩行者空間 慮を加えることが必要である。 観を考えた修景等、地域の視点からの配 ら十分に配慮すべきである。その際、 性を十分に確保するなど利用者の視点か に努めるべきである。また、降雪時にお 応じて、より質の高い歩行者空間の確保 べきである。その際、高齢者や女性の社 景

- 等も防雪のための道路施設として整備 間ネットワークを確保する必要がある。 加えて、新たにアーケード構造の施設 用できるかを示す人口カバー率等の指 度歩行者空間をネットワークとして利 することを検討しつつ、冬期歩行者空 すために、新たに地域の住民がどの程 の立場に立ってわかりやすく的確に示 冬期歩行者空間の確保状況を利用者 歩道除雪、消雪施設、流雪溝などに
- がある。 ついてとくに重点的に確保を急ぐ必要 通学路の歩行者空間ネットワークに

かにしつつ整備をすすめるべきである。 標を導入して、進捗状況と目標を明ら

- (4)を図ることが重要である。 路を整備することが重要である。とくに も恒久的に冬期における道路交通を確保 から、沿道等も含めた都市の構造的対応 空間の確保が困難である場合があること うえに交通量も多く堆雪等のための道路 社会以前の形態を保っている場合が多い 都市部においては、現在の都市構造が車 していくためには、構造的に雪に強い道 都市や道路の構造上の空間確保 労働力不足や高齢化に対処し、今後と
- 1 るなど、道路構造による対応を図る必 通確保のために必要な堆雪幅を確保す 要がある。 道路整備にあたっては円滑な道路交
- を利用した融雪槽の整備等により、雪 下水道処理水の有効利用等をすすめる べきである。 浄化施設を設けて、周辺環境に配慮す る。また、必要に応じて、融雪槽には に強い道路の整備をすすめるべきであ とともに、新たにローカルエネルギー 消雪施設や流雪溝の積極的な整備、

気象情報、

テム等の整備をすすめるべきである。 場や除雪の効率化に資するCABシス 地下空間を有効に利用し、 地下駐車

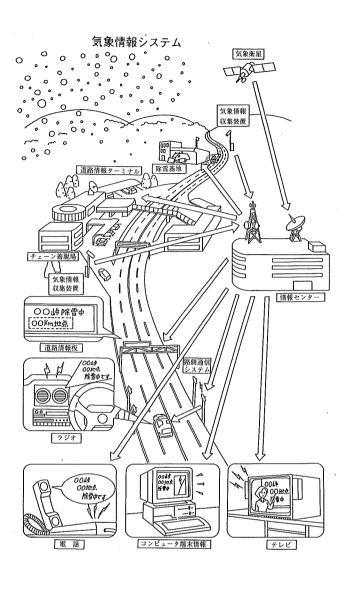
> 場合、 より無雪空間の確保に努めるべきであ 空間の利用、沿道との一体的整備等に な空間となるよう配慮する必要がある。 中心市街地等ではアーケードや地下 地下空間を地下道等として利用する 自然光の取込み等により、

4

(5)気象情報システムの整備

することが必要である。 収集が必要である。また、雪に不慣れな 保するため、精度の高い道路気象情報の 道路利用者に気象情報や除雪情報を提供 人も安心して運転することができるよう より効率的で的確な冬期道路交通を確

- 適切な対応が行えるようにすべきであ その情報を利用して的確な除雪などの 気象情報収集装置の早急な整備を図り、 道路の気象情報を的確に把握できる
- すべきである。 提供装置についても整備を図ることと を利用するとともに、新たに雪寒情報 べきである。その際、 判断に資するため、 況については、道路利用者自らの行動 路面情報や除雪の実施状 すみやかに提供す 多様なメディア



(6)克雪技術の開発

省力型、 保全に留意しつつ、施設の改良、新たな 率的かつ強力に確保するためには、 技術の導入等をすすめ、 して冬期道路交通をより適切に、より効 多様化・高度化しているニーズに対応 省エネルギー型である雪寒技術 耐久性が高く、 環境

を参考に開発をすすめる必要がある。

械の開発をすすめている。

を開発することが必要である。

とくに雪寒機械については、

次の事項

2 環境に関する判断能力を有する除雪機 保を図るべきである。また、とくに雪 から、資格制度等の導入によりその確 術者や技能者の不足が予想されること 練度の不足を補うため、雪質など作業 速化などの効率化をはかり、 いては、労働者の不足を補うために高 寒対策の主要部分を構成する除雪につ 今後、除雪等、雪寒対策に携わる技 技能者の

(8)

雪寒施設の維持・保全・更新 機械など、 術開発をすすめるべきである。 るより安全かつ操作の簡単な小型除雪 ステムや一般の人も安心して使用でき 廃棄物の処理熱などを活用した融雪シ 効果的な除排雪のため、太陽エネルギ 地域の実態に即したより効率的かつ 温泉等のローカルエネルギー、 地域の雪対策に対応する技

(7)の中には老朽化や供用条件の変化によっ 年が経過しており、その間整備された施 かつ、それらは増加しつつある。 て機能が低下しているものが相当あり 設はかなりなものとなっている。これら 雪寒事業が開始されて以来、三十有余

うち、更新については老朽施設の機能 保全・更新をすすめる必要がある。この 交通を確保するためには、適切な維持・ の円滑な移行 のため重点的に取り組むべきである。 スパイクタイヤを使用しない交通形態 これに対応して安全で円滑な冬期道路 П

しつつスタッドレスタイヤの性能や利用 止に伴う冬期道路交通の安全の確保のた 環境保全のためのスパイクタイヤの禁 道路管理者としても関係機関と協力

べきである。 安全で快適な運転が行われるよう努めるの方法に関する正しい知識の普及を図り、

除雪作業等にあたっては、今後とも積 「大学」では、薬剤散布等の凍結が起きやすいところ では、薬剤散布等の凍結が起きやすいところ では、薬剤散布等の凍結が止やすべり止 がなど対策を講ずるとともに、気温など がなど対策を講ずるとともに、気温など がなど対策を講ずるとともに、気温など がなど対策を講ずるとともに、気温など

を整備するなど適切な施設整備を行うべれぞれの地域の実情に応じた施設の整備の必要がある箇所においては、チェーンの着脱場の積極的な整備を推進するとともに市街地では必要に応じ無散水消雪施設に市街地では必要に応じ無散水消雪施設の整備するなど適切な施設整備を行うべきを

動車についても一層の改良が行われるべた・車・道の三位一体の調和したシステムの中で実現されることに鑑み、安全教ムの中で実現されることに鑑み、安全教の中で実現されることに鑑み、安全を

きである。

2 施策を実施する上での留意点

冬期道路交通の確保を効率的かつ的確にを期道路交通の確保を効率的かつ的確に

地域の特徴を踏まえ、効率的かつ効果(1) 雪寒総合計画の策定

(2) 地域の特徴にあわせた的確な施策の実

することが重要である。 選択して、効率的で効果的な事業を実施なり、冬期道路交通の確保のためには、なり、冬期道路交通の確保のためには、ははよって気象や社会・風土の条件は異

(3) 克雪用水の確保

消雪施設、

流雪溝などの施設整備をす

雪用水の確保をすすめるべきである。計画等に基づき総合的に調整を行い、克要となる用水の利用等を含め、雪寒総合川水や下水道処理水の利用や、冬期に不川水や下水道処理水の利用や、冬期に不出する必要がある。このため、今後、河

④ 夏期を考慮した雪寒施設の通年利用へ

じて道路利用者や地域住民の利用に供しおける利用についても配慮し、一年を通施設の整備にあたっては、すべて夏期に推雪場やチェーン着脱場をはじめ雪寒

(5) 都市計画の活用

うるよう計画すべきである。

的に検討されるべきである。

地区単位の対策を取ることが有効であり、地区単位の対策を取ることが有効であり、地区単位の対策を取ることが有効であり、

(6) 自然の材料の使用

極力自然の材料を活用していくことが必なに防雪林や雪崩防止林を活用するなど要となってきており、豊かな自然を有す要となってきており、豊かな自然を有す

年とともに防雪効果が年々高くなること年とともに防雪効果が年々高くなること要である。自然の材料の利用については

(7) 屋根雪処理・民地の雪処理

の処理に配慮すべきである。

雪寒計画に際しては、屋根雪や民地の雪

歩える場合がある。コミュニティによる

はまされることにより道路交通に支障を
理に苦慮し、時として道路に無秩序に

(8) 適切な舗装補修等の実施

とが重要である。
に、舗装補修などの適切な対策をとるこ
に、舗装補修などの適切な対策をとるこ
め、排水路の機能の保持に努めるととも

(9) 地域住民・コミュニティの役割

まで以上に地域住民やコミュニティの果が別上に地域住民やコミュニティの果体的な参加・協力のもとに効率的に実施することが必要不可欠である。今に実施することが必要不可欠である。今に実施することが必要不可欠である。今に実施することが必要不可欠である。今に実施することが必要不可欠である。今に実施することが必要不可欠である。今に実施することが必要不可欠である。今に実施するとの変化に対応し、さらにきない。

必要がある。い得る環境条件をととのえるよう努めるコミュニティが参加・協力を主体的に行ったすべき役割は重要であり、地域住民やたすべき役割は重要であり、

四おわりに

今後、雪国が豪雪などの自然条件や高齢化などの社会条件を克服し、豊かで美しい自然に恵まれた環境のもとで豊富な資源を活用して人々の暮らしを豊かにしていくために、雪寒地域における道路行政を積極的に進める上で参考としていきたい。懇談会ならびに地方懇話会においては、精力的か恐談会なりまとめていただくなど、委員長をはじめ懇談会、懇話会の委員各位に謝意を表するととめ懇談会、懇話会の委員各位に謝意を表するととめ懇談会、懇話会の委員各位に謝意を表するととめ懇談会、懇話会の委員各位に謝意を表するとと



「道の日」(8月10日)について

建設省道路局道路総務課

建取有理龄问理始総務議

力ある地域づくりのための道路の役割など、国民

道の将来や安全性、生活との関わり、そして魅

みんなで考えていくべき問題がたくさんあります。

そのようなところから生まれたのが「道の日」

その大切さを忘れがちです。

道は、水や空気のようにあまりに身近すぎて、

年目を迎えます。

を「道の日」としており、今年で「道の日」は七

昭和六一年度より毎年八月一〇日

ます。

「道の日」が八月一○日に定められたのは、①「道の日」が八月一○日に我が国で最初の道路整備に大正九年八月一○日に我が国で最初の道路整備に大正九年八月一○日に我が国で最初の道路整備に大正九年八月一○日に定められたのは、①

ら、「明日を目指した道路づくり・円滑な道路整備・和六一年一月二八日には、全国道路利用者会議かかりやすい指標で国民の前に示すことや、。道の日、を定めるなど道路に関する国民の理解と協力がその前提であり、そのためには道路整備の目標をわかりやすい指標で国民の前に示すことや、。道のる努力が必要である。」との指摘があり、また、昭和六一年一月二八日には、全国道路整備の目標をわかりやすい指標で国民の前に示すことや、。道の目、の制定については、昭和五七年三月「道の日」の制定については、昭和五七年三月

要性に対する国民の関心と道路愛護の精神を高めため、『道の日』を設け、あらためて道の意義・重には、国民の理解と協力がその前提である。この道路管理を推進し、道路財源の確保等を図るため

ることを目指した日とする。」との提言がなされま

的運動を展開することとしたものです。国民の関心と道路愛護の精神を高めるため、国民を「道の日」とし、道路の意義・重要性に対するに向け検討を続け、昭和六一年度から八月一○日これらを受けて、建設省では「道の日」の制定

ののうち主なものは次のとおりです。を実施してきましたが、中央行事として行ったも団等)とも「道の日」には毎年様々な行事や活動中央、地方(地方公共団体、地方建設局、関係公中ののうち主なものは次のとおりです。

•	ת,	昭	Ø)	0)	わ	4	鍪	月
昭和 61年	座中	□央通	り) 道10	の実が 0選」	(第1			
昭和 62年	([たまし l本の	こは・・ 道10	·道で 0選」	ソング 」に? (第 2 の	夬定) 期:		,~
昭和 63年	()		ョウ)) の愛	ペーン を称募			
平成 元年	[1]		施 (沖縄2	ース			
平成 2年	賞作	iの日 =品表 : ど)	」記念 彰式、	大美 「道。	・ (「夢の日」	の歌	ド21. コンヤ	人ナー
平成 3年		7都道			ト「ヨ けによ			

七回目となる今年度は、次のような行事等を予

定しています。

街頭イベント

·実施月日:八月八日出

所:代々木公園B地区

容:「道の日」記念ヨウ平ランド(セ レモニー及び物産展)

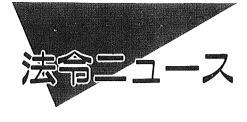
の周辺にて開催。「物産展の開催に 代々木公園屋外ステージ及びそ

り」的な雰囲気を演出し、 を実施するなど、「道の日のお祭 いてはストリートパフォーマンス 等を実施、メインストリートにお おいてはセレモニー、コンサート える。さらに、メインステージに 境時代における道のあり方等を訴 を設け、「道の日」の趣旨や地球環 境等と道路についての説明ブース ついてPRする。また、「道の日 ど、生活に密着する道路の役割に より、生鮮食料品、日常品の大部 テーマブースや地球環境、 分が道路を利用して輸送されるな 参加性

> 等:八月一〇日別の新聞に掲載予定 ことをねらいとして、シンポジウ ムを行い、これを紙上に掲載する 備の目標や必要性を明らかにする 五箇年計画の策定に向けて道路整 するとともに、 道路整備の長期構想の内容を周知 第一一次道路整備

「道の日」記念紙上シンポジウム

の高いイベントとする。



命令の一窓道路標識 部を改正する命令について、、区画線及び道路標示に関する。

道路法令研究会

はじめに

なった。本稿においては、改正の背景及び概要に ろであり、同年一一月一日から施行されることと 第一号)は、平成四年六月八日に公布されたとこ ついて紹介することとしたい。 部を改正する命令(平成四年総理府・建設省令 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の

改正の背景

なっている。その結果、個々の道路標識の視認性・ 置数が増大するとともに補助標識の内容も複雑と バー及び地域住民のニーズの多様化に対応するた 近年の道路交通情勢の著しい変化並びにドライ 交通規制はきめ細かくなり、道路標識等の設

> 識等の簡素化及び合理化を求める意見が出されて 判読性の低下を招き、ドライバー等からも道路標 いたところである。

る命令(以下「標識令」という。)の改正を行った 行うため、道路標識、 視認性・判読性の向上及び規制内容の合理化等を ものである。 このような状況を背景に、今回、 区画線及び道路標示に関す 道路標識等の

| 改正の概要

車通行止め」の新設 道路標識「特定の最大積載量以上の貨物自動

及び大型特殊自動車の通行を禁止する」道路標識 の普通自動車、 「特定の最大積載量以上の普通乗用自動車以外 大型乗用自動車以外の大型自動車

> 道路標識「大型貨物自動車等通行止め(305)」 を用いることとし、 (305の2)を新設した。ただし、本板には、 これに補助標識(503のC)



t

図1

でない貨物自動車の通行を禁止する場合、図2の きくなっている。しかし、 おり、最大積載量による規制を実施する必要も大 近年、 大型自動車でない貨物自動車が増加して 従来、大型貨物自動車



図2

なお、図1中の「積3 t 」は、最大積載量三t行止め(3 0 4)」に「最大積載量○t以上の貨物自動車」という補助標識(5 0 3)を附置して対応していたため、視認性、判読性に問題があるうえに、大型特殊自動車の通行は認められており、交通規制上不合理であったため、新たな標識を設けてこれらの問題に対応したものである。

新設した(図3参照)。標識「横断歩道・自転車横断帯(407の3)」を横断帯(407の2)」の図柄を組み合わせた道路横断帯(407の2)」の図柄を組み合わせた道路

近の道路標識の集中化の一因となっているため、(407の2)」の双方を設置しており、交差点付合、「横断歩道(407―A)」と「自転車横断帯これは、横断歩道と自転車横断帯を併設する場



左向きの様式を用いることができることとした。 なお、当該道路標識を道路の右側に設置する場合、いて、当該道路標識を道路の右側に設置する場合、 図柄の向きが反対となるため「横断歩道(407 四へ)」、「自転車横断帯(407の2)」及び「横 上、当該道路標識を道路の右側に設置する場合、 でお、当該道路標識を道路の右側に設置する場合、 でお、当該道路標識を道路の右側に設置する場合、 のである。

以上の貨物自動車の通行止めである。

意味の変更 道路標識「大型自動車通行止め」の表示する

3

殊自動車及び乗用自動車以外の車体が八メーし5)」の規制対象を「大型乗用自動車以外の大型特の5)」の規制対象を「大型乗用自動車以外の1、道路標識「大型貨物自動車等通行止め(3

した。外の大型自動車及び大型特殊自動車」に変更外の大型自動車及び大型特殊自動車」に変更トル以上の自動車」から「大型乗用自動車以

現行の規制対象はその意味がドライバーに 現行の規制対象はその意味がドライバーに とって分かりづらいことに加えて、この道路 標識を用いている。今回の改正は、当該道路 以上に上っている。今回の改正は、当該道路 以上に上っている。今回の改正は、当該道路 以上によっている。今回の改正は、当該道路 ともに、補助標識の枚数の削減を図ったもの ともに、補助標識の枚数の削減を図ったものである(図4参照)。

② 道路標識「大型乗用自動車通行止めへ30



図4

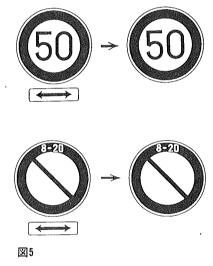
用自動車」に変更する。 員三〇人以上のものに限る。)」から「大型乗6)」の規制対象を「大型乗用自動車(乗車定

際も、 用自動車」の記号の組合せにより表示するこ により、 むように変更し、 助標識を用いて規制対象にマイクロバスを含 用いている全国約一、一〇〇カ所のうち、 示する意味を変更するものである。また、 るためドライバーの混乱を招いているので表 員三○人以上のものに限る。)」の意味が異な の規制対象である「大型乗用自動車 ている「大型乗用自動車(乗車定員一一人以 とができるようになった。 しているものが五〇〇カ所以上に上っている。 「大型乗用自動車通行止め」と同様のものと ・ル化した「大型貨物自動車等」と「大型乗 現行では、道路交通法施行規制で規定され 大型乗用自動車通行止めの規制標識を 「大型・大特」という補助標識をシン 道路標識「大型乗用自動車通行止め」 5で述べるとおり、 規制対象を標識令改正後の この意味の変更 (乗車定 実 補

- 道路標識の設置場所の変更等

し通行禁止(314)」、「追越し禁止(314)」、「追越標識「追越しのための右側部分はみ出1)補助標識「区間内」の省略

(図5参照)



るものである。本「区間内」の補助標識を削減しようとする。の7―A)」と、「区間内(506)」の判別はの方枚設置されている補助標識の大半を占の方枚設置されている補助標識の大半を占の方枚設置されている補助標識の大半を占の方枚設置されている補助標識の大半を占の方を占の方を占の方を占の方を占の方を占の方を占の方を占の方を占の方を占の方を占の対しの対しの対しの方を占の方を合の方を占の方を合の方を

道路標識「指定方向外進行禁止(311A分離帯への設置

号により、

後者はトラックとバスの記号の組合

るものである。これにより、

により表示されることとなる(図6参照)

認性に優れている場合があると考えられるたを路端ではなく中央分離帯に設置した方が視転行動及び視線から考えて、これら道路標識転行動及び視線から考えて、これら道路標識

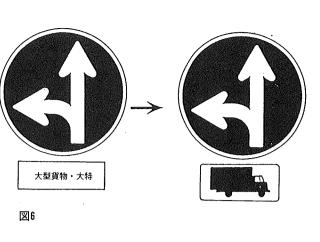
5 補助標識に用いる車両のシンボル化

補助標識「車両の種類の補助標識を新設することに とを示す。)として、シンボル化した「二輪自動車 とを示す。)として、シンボル化した「二輪自動車 以外の自動車」、「大型貨物自動車等」、「大型乗用 自動車」、「大型貨物・大特」を様式に加える。 なお、その図柄及び意味は通行止めの道路標識(3 の4~309)に用いているものと同様とする。 現在、「大型貨物・大特」や「大型・大特」の補 現在、「大型貨物・大特」や「大型・大特」の補 現在、「大型貨物・大特」を様式に加える。 なお、その図柄及び意味は通行止めの道路標識(3 の4~309)に用いているものと同様とする。

より、

補助標識の視認性、

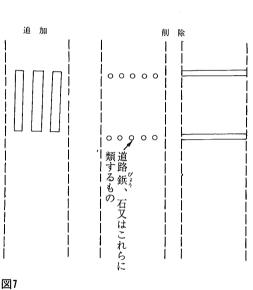
^、前者はトラックの記判読性を高めようとす



6 道路標示「横断歩道」の側線の省略

1を配う。 (201)」の側線を省略しばられに類するものによるもの)を削除した(図の一のうち側線のみのもの及び二(道路鋲、石又の一のうち側線のみのもの及び二(道路鋲、石又は武を追加するとともに、現行の様式(201)

い、②水はけが良くなり標示面でのスリップを防側線の有無は横断歩道の視認性にあまり影響しなら見た場合、横断歩道の側線は細くみえるため、これは、①走行中の車両より横断歩道を前方か



ものである。

さい、

は現在使用されていないこと等の理由による

が二は現在使用されていないこと等の理由による

が二は現在使用されていないこと等の理由による

が二は現在使用されていないこと等の理由による

7 二段停止線の法定化

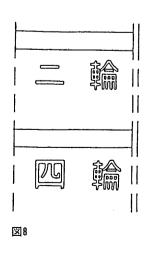
(2)

補助標識

「歩行者専用」の廃止

する場合の位置が、それぞれ二本の線のうちよりが停止する場合の位置及び二輪以外の車両が停止し、その意味を「二輪の自動車、原動機付自転車し、その意味を「二輪の自動車、原動機付自転車

と。」とした(図8参照)。前方の線の位置及びより後方の線の位置及びより



これを正式に標識令上規定したものである。二輪の事故防止に効果があると認められるので、二輪の事故防止に効果があると認められるので、二輪と四輪の停止位置を区別する二段停止線は、

8 その他

称の意味の変更 (1) 補助標識に用いる車両の種類の略称及び略

略称の意味を整理する(表2参照)。向上のために短縮する(表1参照)とともに、車両の種類の略称を補助標識の視認性等の

当該補助標識は、本標識「自転車及び歩行

係

の四点である。なお、この四点に関しては、

表 2	2		,
略	称	改正前の意味	改正後の意味
貨	物	貨物自動車	大型乗用自動車以外の大型自動車 及び普通乗用自動車以外の普通自 動車
大	貨	大型自動車である貨物自動車	大型乗用自動車以外の大型自動車
大	貨 等	大型乗用自動車以外の大型自動車、車両総重量八トン以上の大型特殊自動車及び乗用自動車以外の車体の長さが八メートル以上の自動車	大型乗用自動車以外の大型自動車 及び大型特殊自動車
普	貨	普通自動車である貨物自動車	普通乗用自動車以外の普通自動車
タニ	クシー	道路運送法第三条第一号ハに規定 する一般乗用旅客自動車運送事業 の用に供する自動車のうち、いわ ゆるハイヤーを除いたもの	道路運送法第三条第一号ハに規定 する一般乗用旅客自動車運送事業 の用に供する自動車

表 1

改正前		改正後
大型貨物		大貨
大型貨物等		大貨等
普通貨物		普貨
普通乗用		普乗
マイクロバス		マイクロ

追加 補助標識「始まり」及び「終り」の様式の

(3)

廃止するものである。

こまで (507-B)」を追加する (図9参 ら(505-B)」を、「終り」の様式として「こ 補助標識「始まり」の様式として「ここか

こま で

照)。

である。 を補助標識として使用できることとしたもの 識等に附置している場合において、一般ドラ り(507―A)」をオーバーヘッド型道路標 イバーの混乱を招いていたため、前述の様式 補助標識「始まり (505—A)]又は「終

おわりに

識 に用いる車両のシンボル化(前述5関係)、 路標識の設置場所の変更(前述4関係)、補助標識 者が設置する道路標識に関係する改正事項は、 「始まり」及び「終り」の様式の追加 以上、改正の概要について述べたが、道路管理 「歩行者専用」の廃止(前述8関係)、 (前述8関 補助標識 補助標 道

あて、

道路局長より通知が出されたところである

(別添参照)。

各地方建設局長、

都道府県知事、

指定市の長等に

現行





これらの本標識に附置することとされたもの 25の4)」の意味の周知徹底を図るために、 者専用 (325の3)」及び「歩行者専用 (3

であるが、現在では意味が定着しているため

平成四年六月八日付建設省道政発第四八号により、 追 加 ここから 図9

建設省道政発第48号

·成4年6月8日

沖縄総合事務局長 各地方建設局長

北海道開発局長

各指定市長

あて

各都道府県知事

日本道路公団総裁

本州四国連絡橋公団総裁

阪神高速道路公団理事長 首都高速道路公団理事長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の 設 道路 局長

部改正について

年一一月一日から施行されることとなった。 第一号)が平成四年六月八日付けで公布され、同 部を改正する命令(平成四年総理府・建設省令 道路標識、 区画線及び道路標示に関する命令の

に関係する部分は下記のとおりであるので、運用 上等を図るためのものである。 かんがみ、 今回の改正中、道路管理者が設置する道路標識 今回の改正は、道路標識等の設置数の増加によ 道路標識等の視認性が低下している現状等に 道路標識等の簡素合理化、視認性の向

に遺憾のないようにされたい。

周知徹底方お願いする。 なお、貴管下各道路管理者に対しても、この旨

のとおり通達されているので、参考にされたい。 本件については警察庁次長から関係機関に別添

道路標識の設置場所の追加

すること。 A~F)の設置場所に「中央分離帯」を追加 「指定方向外進行禁止」(別表第1の(311

ること (別表第1及び第2の (503-B))。 |類を記号によって表示する補助標識を新設す 本標識板が表示する規制の対象となる車両の

3 補助標識「歩行者用道路」及び「歩行者専用

2―A・B)を廃止すること。 道路」(改正前の別表第1及び第2の(509の 補助標識「歩行者用道路」及び「歩行者専用

補助標識「始まり」及び「終り」の様式の追

及び第2の(507―B))を新設すること。 の補助標識の様式として「ここまで」 (別表第1 (別表第1及び第2の (505―B)) を、終り 始まりの補助標識の様式として「ここから」

車両の種類のシンボル化

道路」の廃止

(別添)

スーパーロードカップサッカー

~日本縦断「少年サッカー教室」&「エキシビジョンゲーム」~

より豊かなものにするために、今後交流の基盤と 国各地での人々の交流をより速く、より快適に かさのために役立つことが求められています。全 ら生活文化基盤を結び付けるなど、もっと心の豊 そして、道路も物的な豊かさだけではなく、それ 活文化基盤を充実させていくことが欠かせません。 ます高まっていくと考えられます しての高速道路をはじめとする道路の役割はます れを支えるためには、日本のあらゆる地域での生 人の「生活文化」が充実へと向かっています。そ スポーツ・芸術等様々な分野で、一人一

> (1)イベントを後援しています。 える機会として適当であるとの判断により、この を果たすことを地元住民をはじめ、広く国民に訴 このイベントの概要は以下のとおりです。 大会名称 スーパーロードカップイン〇〇

催 ||断日本サッカー協会、各道県サッ

(2)

主

カー協会、紺日本プロサッカーリ

ビ局 ーグ、読売新聞社、各開催地テレ

報知新聞社

現在、各地でプロ選手による「少年サッカー教

(4) (3)

後

援 催

建設省、

文部省、

日本道路公団

共

新国土形成研究会、各道県

協 民間各社

(6)(5)

趣

旨 に行い、投資規模を拡大していく ためには、高速道路等の果たす役 今後、高速道路等の整備を円滑

設省としては、上記の趣旨にかんがみ、このイベ に移動し、地元と交流しようとするものです。 予定されています。これは、プロチームが各地域 室」及びプロチームによる「交流試合」の開催が

ントが、道路が文化交流、地域振興に多大の役割

ロ選手による「少年サッカー教室」 果的であると考えられる。 幅広い層への波及を図ることが効 に関連したイベントの実施により 必要がある。このためには、道路 基盤であることを強く訴えていく 情報や文化をも運ぶ、生活・文化 各地で開催が予定されているプ

割が生産基盤であるのみならず、

とを地元住民を始め、広く国民に 地域振興に多大の役割を果たすこ この機会を通じ、道路が文化交流 元と交流するというものであり、 道路等により各地域に移動し、地 では、プロサッカーチームが高速 とプロチームによる「交流試合.

対し訴えるものである。すなわち、

明寺下さい。

/ 桂及い町当各司当各公务果/

ードカップサッカー」が、キックオフします。御 とふれあいたい。そんな願いから、「スーパーロ

全国の少年少女たちの夢を運び続け、多くの人 4 3 表彰式

交流試合

め日産FC横浜マノリス他のチ 読売日本サッカークラブをはじ

ムによる交流試合を行う。

上記サッカー教室開催の際に

2 主催者挨拶 少年サッカー教室 開催道県知事挨拶

(8)プログラム①

(7)内

容

1 の高揚を図ろうとするものである。 興及び文化の活性化が図られるこ 意義、重要性についての国民意識 意義を世間にアピールし、道路の と」等、生活・文化基盤たる道路の 地域との交流が盛んになり地域振

と」、「高速道路等の整備により他 文化を運ぶネットワークであるこ 文化を道路が運んでくること」、 このイベントを通じ、「スポーツ・

「高速道路等が地域と地域を結び

教室」開催。 プロ選手による「少年サッカー 主催者と開催道県との連携で、

対戦日程及び開催地

				1
開催日時	対戦カード	開催地	収容人数	TV放送(案)
7月26日(日)	読売日本サッカークラブ ×東日本 JR 古河	札 幌 厚別公園競技場	21,000名	札幌テレビ 7/26 15:30~16:58
8月1日(土)	読売日本サッカークラブ ×日産FC横浜マリノス	盛 岡 岩手県営運動公園陸上競技場	30,000名	テレビ岩手にて放映予定
8月6日(木) 19:00~	読売日本サッカークラブ ×日産 FC 横浜マリノス	富 山 富山市民球場 (愛称:アルペンスタジアム)	27,000名	北日本放送にて放映予定
8月16日(日) 15:00~	読売日本サッカークラブ ×日産 FC 横浜マリノス	仙 台 宮城陸上競技場	30,000名	宮城テレビにて放映予定
8月19日(水) 12:00~	読売日本サッカークラブ ×三菱浦和フットボールクラブ	栃 木 栃木市陸上競技場	5,500名	放映予定ナシ
8月30日(日)	読売日本サッカークラブ ×パナソニックガンバ大阪	高 知 県営春野運動公園陸上競技場	15,000名	高知放送にて検討中
10月24日(土)	読売日本サッカークラブ ×全日空佐藤工業	北九州 本城公園陸上競技場	10,000名	福岡放送にて検討中
11月3日(税) 14:30~	読売日本サッカークラブ ×グランバス8	岐 阜 岐阜メモリアルセンター 長良川競技場	31,000名	中京テレビにて検討中
11月15日(日)	読売日本サッカークラブ ×グランバス8	大 分 大分市営陸上競技場	20,000名	テレビ大分にて検討中
11月29日(日)	読売日本サッカークラブ ×サンフレッチェ広島	岡 山 岡山県陸上競技場	15,000名	西日本放送にて検討中

日本の道100選ょり

しゃんしゃん傘踊りの道

鳥取市若桜街道、本诵り



建設省中国地方建設局

西を伯耆の国と称し、

因幡の白

鳥取県は、

古くは東を因

幡

形したマークとなっており、 鳥の姿をひらがなの「と」に造 て朝廷に献上していたことによ 取部が居住しており、鳥を取っ れは自由と平和と鳥取県の明日 ちなみに、鳥取県の県章は飛ぶ るというのが通説となっている。 鳥取の名の由来は、この地に鳥 と呼ぶようになったというが、 因幡と伯耆の国をまとめて鳥取 が鳥取城を居城とするころから の進展を象徴したものである。 江戸時代にはいり、 池田 光政

しい自然環境に恵まれた鳥取市 その鳥取県の中心にあり、 美

どこされている。

チーフとしたみごとな造形がほ 若桜橋の親柱には、この鳥をモ 若桜街道のほぼ半ばに位置する

> 町として栄え、 戸時代は、 いたことにはじまり、 布勢城主、 のまちづくりは、 に位置する久松山に一五四 池田三二万石の城下 山名誠通が出城を築 市街 以来、 地 の背

> > 鳥取三街道のうちの一つで、

江

鳥取城下を出

昭和四五年から鳥取駅前土地区 並ぶ人口一四万人の代表的都 画整理事業に着手し、これに伴 年の鳥取大火災という二度にわ 化の中心的役割をにない、 展した。その結果、 となり鳥取市は高層ビルの立ち Va たる壊滅的打撃をうけたものの 庁所在地として政治、 八年の鳥取大地震、 昭和五三年には鳥取駅が高架 鳥取市は県 教育、 昭和二七 昭和 文

若桜街道今、 昔

に生まれ変わったのである。

市

状に延びる若桜、 れる久松山を扇の要として放射 そびえる通称「お城山」と言わ 若桜街道は、 鳥取市の中央に 智,頭, 鹿ょ野の

同街道は、

明治期においては

月全国で三六番目に市制を施行 一〇〇年の歴史のもとに発 明治二二年一〇 五年 町鳥取へ運送する重要な役割を れ 取に来た著名な人物として豊臣 果たしていた。 かな物産を大消費地である城下 戸倉峠に至る街道として整備さ て、八頭郡若桜の宿駅を経由. 戸時代において、 播磨から若桜街道を通って鳥 特に若桜の谷筋の村々の豊

と並び神話の地としても有名で 兎にみられるように出雲(島根

秀吉がいる。 天正九年(一五八一)六月二五

絶望的な飢餓状態のもとで防戦 秀吉に降伏自決してい を続けたが、 包囲網をはりめぐらした。 ばれる。) に本陣をおき、 Ш 画どおりに鳥取城の背後にある 約三万余と伝えられる。 その軍勢は「太閤記」によれば 峠を越えて因幡国へと進攻した。 かねてからの兵糧攻めの作戦計 日姫路城を発した秀吉は、 城主で毛利武将の吉川経家は の山頂 (現在、 同年一〇月二五 太閤ヶ平と呼 厳重な 秀吉は 当時 戸倉

カラータイルにお色直しがな

若桜橋 鳥のモニュメントと記念顕彰碑

 \bigcirc での間の一般国道五三号約八〇 現在は鳥取県庁前から若桜橋ま 鳥取駅前までの間約四○○mを 伊勢道としても整備されたが、 「本通り」と呼ぶようになって m を 「若桜街道」、若桜橋から

店街と呼び、 雪が多いということもあって ストリートとしてのにぎわいを 若桜商店街、 れており、 ちなみに、

n

その後五三年に歩道は美し

にふさわしい道路として整備さ 有する鳥取のメインストリー

> は地 せている。 が植えられ、 か 初夏にはアベリアが白い花を咲 されている。 には等間隔で植樹帯が設置され ぜ、 元の人達によって四季の花 若桜橋付近にある花壇に また、 人々の目を楽しま 通り Ó 両 側

ケードが通り全線に設置さ 若桜橋より県庁側を 歩道上には山陰で 連日ショッピング 鳥取駅側を本通商

設省の手によって車道巾員四車

この通り

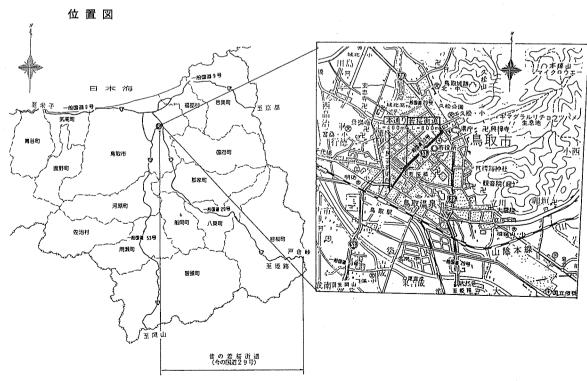
は 昭

和四六年に建

四

両側に巾四

mの歩道を



放されることにつきるだろう。 通じて行われる数々の祭りとイ ベントの場所として、市民に開 ってもこの通りの特色は四季を

みせている。しかし、なんとい

の祭りといっていいだろう。

まつりの道若桜街道

特にその派手さとにぎやかさか ら有名である。まさに、山陰随 われる「しゃんしゃん祭り」は でも毎年お盆の八月一六日に行 通りで行われるまつりのなか

文句に「町にいで湯がシャンシ ャンわいて」とあることと傘に とは、新民謡「きなんせ節」の らきており、そのしゃんしゃん やん傘踊り」が踊られることか 祭りのフィナーレに「しゃんし ん祭り」の名称の由来は、この 市新興のまつりで、「しゃんしゃ 和四〇年)から始められた鳥取 つけた小鈴が「シャンシャン_ この祭りは、一九六五年(昭



若桜街道 しゃんしゃん踊り

鳥取しゃんしゃん傘踊り

んしゃん湧く」「鈴の音がしゃん 旧跡に恵まれている。「湯がしゃ ので知られ、砂丘をはじめ名勝 全市あげての「しゃんしゃん祭 しゃん鳴る」という意味で鳥取 鳥取温泉は県都の街中に湧く

、花ははまなすの丘のかげでネ 咲いて嬉しい咲いて嬉しい サテ シャンシャンシャン ハイハイハイ

根性すえてやってみな やるならどんとやれごついこと ソレ シャンシャンシャン サテ シャンシャンシャン

、うちもあんたも 鳥取生れネ 同じいで湯の同じいで湯の湯の

三山は久松 出てくる月はネ 色も黄金よ色も黄金よ日本一よ

玉音にきこえたしゃんしゃん で昔恋しい 白兎の浜でネ 娘心は娘心は誰を待つよ

花の鳥取鈴になるよ

の傘踊りに唄われている。

心意気よ

ハイハイハイ

三、おおち谷から もえる紅葉に 松の緑に 城山かけて

虹が立つ

四、峰の松風 稲葉の山に 想い出すよな いつか見たよな 月が出る

天多鯰が池には 通う心の 乙女ごころの

きなんせ節

うになった。 うになって、急速に知られるよ 祭」の振付けで華やかに舞うよ さいの意である。「しゃんしゃん 言で、いらつしゃい、来てくだ 「きなんせ」とはこの地方の方

、街にいで湯がシャンシャン

サッテモ ヤレコノヨイトコセ ここは鳥取いで湯鳥取君を待つ キナンセ キナンセ踊りゃんせ

六行こか鳥取 因幡白兎も いとし白兎も 砂丘を越えりや 浜つづき

涼花火大会に始まり、八月一六 日の昼間は各種のイベントが行 るように改作したものが現在の 高山柳蔵なる人が女性でも踊れ 性でなければ踊ることができな この「因幡の傘踊り」は若い男 雨に恵まれたと伝えられている。 その悲願が天に通じ、ついに慈 雨を願って傘踊りを続けると、 とにある。 その雨乞いのために踊られたこ 地方に大かんばつが続いたとき そもそも「しゃんしゃん傘踊り」 いような勇壮な踊りであるため と鳴ることにかけたものである。 「しゃんしゃん傘踊り」である。 起源は、徳川時代の末期因幡 八月一五日夜の千代川原の納 村の古老が三日三晩

たなる。「一○万人をこえるに披露され、一○万人をこえる」

では、 が行われ、多くの人々が家族連 サート、ジャンボ巻きずしのコ 着しており、パレードや市民 Ż, 歩行者天国として広く一般市民 公団体の一致協力体制のもとに れで足を運んでいる。 ーナーなど盛り沢山のイベント の花のプレゼント、ライブコン のまつり」は今年で一五回を数 日)に行われる鳥取市主催の花 開催される。このとき通りは、 が地方商店街連合会、市民及び 上旬の土曜日)、木のまつり(一 に開放され、好評を博している。 一月三日)等の各種のイベント 土曜日夜市(六月下旬から八月 この祭りのほかにも若桜街道 特に、四月二九日(みどりの 市民のまつりとして年々定 花のまつり(四月二九日)

観光のまち鳥取

音とともに、華麗きわまりない例の傘にちりばめた軽快な鈴のかな山車とともにくりだし、長いな山車とともにくりだし、長のがない事とともにくりだし、長の後に続いている。

「しゃんしゃん傘踊り」が一斉

話はこの通りを離れるが、鳥

名勝、名産が数多くある。取にはその名を全国に知られる

まるで真珠をまき散らしたかのように温泉の湧く地がちりばめように温泉の湧く地がちりばめられ昨今のいで湯ブームで脚光を浴びている。一方、鳥取を代を浴びている。一方、鳥取を代を浴びている。一方、鳥取を代をがびている。一方、鳥取を代をがびている。一方、鳥取を代をがびている。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れれることだろう。もう一つ忘れることである。

である。

通りの若桜街道、智頭街道、片われる。夕方からは市の目抜き

道、片

名である。

おわりに

少なくとも今の車社会になるまでは、本来道は、通行人そして付近に住む人々のものであり、て付近に住む人々のものであり、かけっこをして遊び、人々り、かけっこをして遊び、人々が行商をしたり、会話を楽しむる。

けれども今では、遊歩道は別として我々が道になれ親しむ機会はあまりないだろう。 しかし、少なくとも若桜街道会はあまりないだろう。 女を我々に取戻させてくれる。 次を我々に取戻させてくれる。 かんと道のふれあいの姿……いつ までも大切にしていきたいものまでも大切にしていきたいもの

●時。時。時。時。時。明。明。明

	世界の動き		国内の動き		道路行政の動き
月・日	事項	月・日	事項	月・日	事項
5 22	○フランス・ラロシェルでの独仏首脳会談で、両国政府	5 21	○経済審議会「生活大国」部会が、新経済五ヵ年計画の	5 29	○日米道路科学技術に関する協力実施取り決め調印式開
	はフランスの新幹線TGVをミュンヘンやベルリンまで		た報告書をまとめた。 内容		催
	延長する大陸新幹網を建設することで合意した。		宅建設の促進、福祉施設、交通網など社会資本の整備や	6 1	○第八○回道路審議会開催
30	○フィリピン大統領選でアキノ大統領の後継指名を得た		労働時間の短縮など。	3	○自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における
	ラモス候補(六四)=前国防相=が公式に「勝利宣言」	27	○建設省が埼玉県発注工事の談合問題で、公正取引委員		総量の削減等に関する特別措置法公布(一二月三日施行)
	をした。		会から独占禁止法三条違反で排除勧告を受けた大手建設	4	○首都高速道路公団 川崎縦貫道(一期)起工式
	○国連安全保障理事会がボスニア・ヘルツェゴビナ紛争		会社六六社について二八日から原則として一ヵ月間の指	8	○第二一回道路審議会有料道路部会開催
	で協議、新ユーゴスラビアを構成するセルビア、モンテ		名停止処分にした。	15	○第三三回道路審議会基本政策部会開催
	ネグロ両共和国に対する貿易禁止など包括的な制裁決議	28	○スエズ運河横断トンネルの全面的な補修工事に対し、		○第八一回道路審議会答申
	を日本を含む賛成多数で採択した。両共和国を国際的に		政府が七五億八、八〇〇万円の無償援助を贈ることを決		・「今後の有料道路制度のあり方についての中間答申」
	孤立化させ、紛争を沈静化させる狙いで、制裁内容は湾		め、カイロでエジプト政府との間に交換公文を取り交わ		○都市計画中央審議会答申
	岸危機でのイラク並みの厳しさ。		した。		・「経済社会の変化に対応した都市交通施設整備のあ
6 • 14	〇一八三ヵ国が参加したブラジル・リオデジャネイロの	29	○運輸省によると、一九九一年度の宅配便の取り扱い個		り方とその整備推進方策は、いかにあるべきかについ
	「地球ザミット」(環境と開発に関する国連会議)が「環		数は、一一億二、四八四万個で、前年度比二・二%増。		ての第二次答申」
	境と開発に関するリオ宣言」をはじめ、地球再生の行動		八一年度以降で最低の伸び。	19	○臨時行財政改革推進審議会「国際化・国民生活重視の
	計画「アジェンダ21」と「森林原則声明」を採択して閉	6 • 4	○通産、運輸両省の「自動車エネルギー消費効率改善検		行政改革に関する第3次答申」を総理に提出
	幕。		討会」が、乗用車の新しい燃費改善目標値を決め、両省	22	○第八二回道路審議会開催
16	○ブッシュ、エリツィンの米ロ首脳会議で二○○三年を		に提出した。一九九○年度を基準に二○○○年度までに		・建議「ゆとり社会のための道づくり―豊かな生活・
	メドに双分の戦略核弾頭を現有の各約一万発から約三分		全車種平均で八・五%の向上を求めている。		活力ある地域・優しい環境を目指して―」
	の一の三、〇〇〇一三、五〇〇発に削減することで合意	15	○日銀の一九九一年度個人貯蓄速報によると、九二年三	25	○山陽自動車道 岩国~熊毛(二五・三㎞)開通
,	した。また、SS18など大陸向弾道ミサイル(ICBM)		月末の個人貯蓄残高は八〇七兆九、二三四億円で、前年	26	○冬季道路交通問題懇談会提言
	も全廃することで意見が一致した。		度伸び率は六・四%と史上最低。		・「安心と活力のある雪国をつくるために、安全で信
			○「国連平和維持活動等に対する協力に関する法律」(P		頼性の高い冬期モビリティ確保」
			KO協力法)と「国際緊急援助隊の派遣に関する法律の		○関越自動車道 練馬~高崎六車線改築の施行命令
			一部改正法」が衆院本会議で可決、成立。		・国幹審後初の施行命令
					to the second se



ドイツのアウト・バーンを目

は高速鉄道をアイゼン(鉄)・バーンと言うら を指す言葉であると教えてくれた。ドイツで んが「バーン」と言うのは〝限りなく続くもの〟 バーンを走ったとき、 ガイドさ 間違いない。

が昨年の秋に道路調査団に参加

ばかり思っていた。機能面では確かにこれで

本語に訳すと、

高速自動車国道の意になると

私は長い間、

のようにどこまでも続く一定の広がりを指す とするとバーンには道路や鉄道ばかり 氷海における航路(アイス・バーン)

感嘆調の語感が込められていると感じた。だ たとしたら、○○バーンと名付けられるに違 中国の万里の長城がドイツにあっ

いないと思った。

の伝説は洋の東西を問わず古くからある。 共に、神格化されその崇りが恐れられた。 形から気味の悪い生きものとして扱われると 物の蛇を連想するだろう。 さて、長くウネウネするものと言えば、 蛇はその独得な体 蛇 古 動

数々の思惟の装飾を施して龍と言う神を創造 代中国人もこの細長い生きものを神秘化し、

在も天気、

天国

ている。

私達はその意味をつきつめ 天下など天の字はよく使わ した。

を上げて、 し河水に含まれる黄土質は河底に推積し河床 古来この大河は流域に数々の恵みを 中国文明発祥の源となった。 しか

であったろう。龍を考えたのは、 大な動物のかたちを連想させるに充分な光景 まなましく残された。それは人智を超えた巨 黄河流域に

の特長を集め、創造した神に巧みに組合せた 得の美的感覚をもって、 住む漢民族である。 彼等は煩瑣と思われる独 身近な動物それぞれ

と辞書にある。龍を絵画や彫塑に表現するた に自由に空中を飛翔し、 眼は鬼に耳は牛に似。 「姿は蛇に似て剛鱗を持ち、四足角は鹿に、 地上では深淵に住み時 雲を起し雨を呼ぶ」

ら始まる。 び水にもぐっても神秘性の故に許される。 腐なものになるが、 易経を構成する六四卦は乾為天と言う卦か 牛や犬が空を馳けたり水中に潜ぐると陳 文字どおり天を表す卦である。 神秘の動物ならば雲を呼 現

うに、

"限りなく続くもの"を簡潔に表現する

めにはこの位の説明をしなければ形にならな

はならない。易経を作った中国古代の人々も、 い換えても天の持つ概念を言い表したことに

て考えないようにしている。

天気を気象と言

味な渕や鱗状の水絞、 活を奪い去った。洪水が引くとそこには不気 時が至ると洪水となって人々の生 蛇行する水流などが生

した。 為天の卦には次のように龍が活躍するのであ は雨を呼んで慈神となる龍を、 で洪水のたびに現れて荒神になり乾天の日に に表現したらよいか迷ったことだろう。 すると実によくおさまる。

初九 九四 見龍在 或躍在 潜龍 渕 田 (或いは躍りて渕に在り) 田に在り)

亢龍有人 見, 羣龍无, 首(羣龍首なきを見る) 飛龍在 悔 天 (飛龍天に在り) (亢龍悔あり)

の日本語の語意の不足を補っているものと考 えられる。 と変だが、 言葉を探したが、どうしても思いつかない いは無いのかも知れない。 世界 一短かい詩 「俳句」がこの種 その代りと言う (崎)

ようがないこの偉大なる天を、どのような象 当然のように易経の筆頭に「天」を置き、 -地」を置いた。しかし簡単な言葉で説明のし

天の卦に代入

8月号のテーマは「都市圏環状道路の整備」の予定です。

ドイツ語のバーン(Bahn)や漢字の龍のよ

月刊「道路行政セミナー」

修:建設省道路局 発行人:中村 春男

道路広報センター

〒102 東京都千代田区平河町1-9-3 愛三ビル2階 TEL 03(3234)4310・4349

定価 700 円 (本体価格 679 円)

FAX 03 (3234) 4471

〈年間送料共8,400円〉

払込銀行:富士銀行虎ノ門支店 口座番号:普通預金771303 口 座 名:道路広報センター